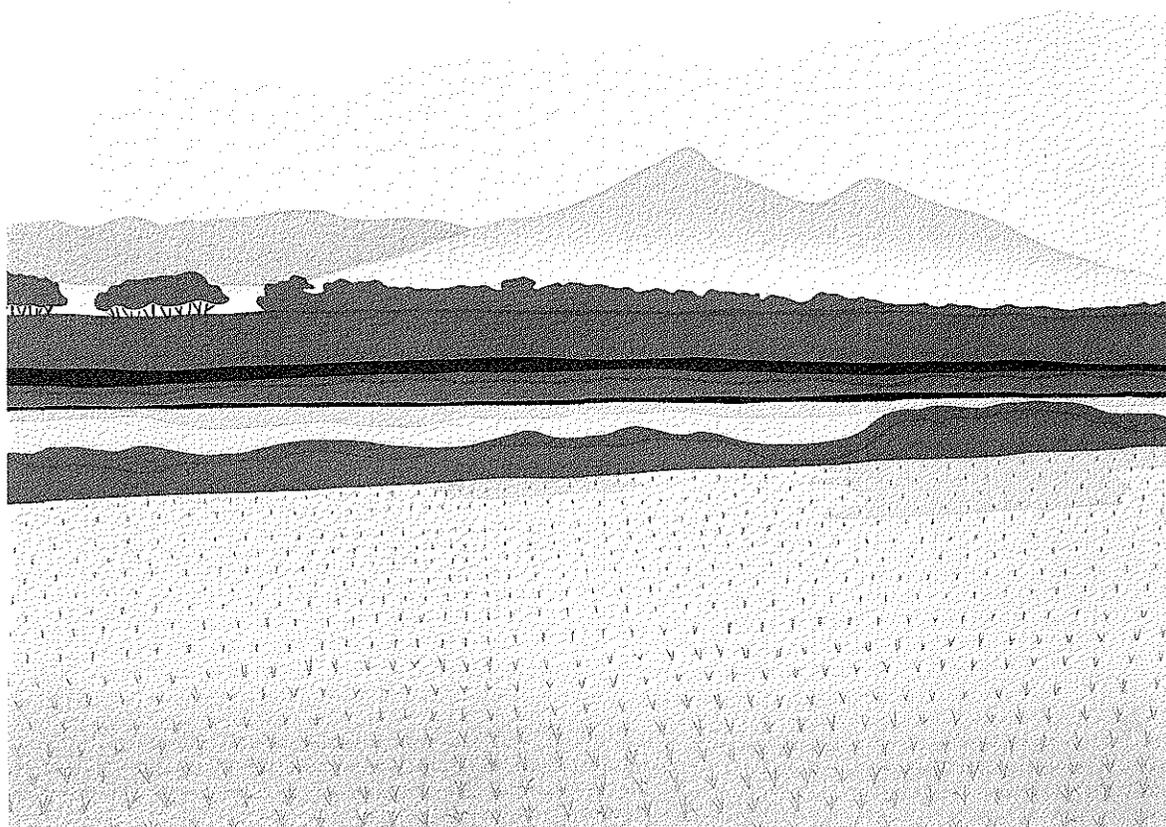


生活と福祉

Life and Welfare

5

May 2001 : No.542



第38回 社会福祉セミナー

不安なき市民生活の構築を目指して —地域福祉新時代を展望する—

■期 日 2001年7月26日(木)・27日(金) ■定 員 800名(定員になり次第締切)
 ■時 間 10時～16時30分(27日は9時30分～15時30分) ■受講料 7,500円
 ■会 場 日本教育会館(東京都千代田区一ツ橋) ■主 催 財団法人鉄道弘済会

第1日 7月26日(木)	①	10:15～11:45	基調講演 福祉新時代の視座 —草の根の視点と生活者の感覚—	熊本県知事 潮谷 義子 (敬称略)
		13:00～16:30	① 自治体福祉行政の新たな展開 —地域福祉推進のなかで—	長野県茅野市保健福祉部 地域福祉推進課長 中村 安志 東京・三鷹市企画部長 河村 孝 吹田21世紀ビジョンを考える 市民100人委員会代表 横山 正和 (コーディネーター) 東洋大学社会学部教授 大友 信勝
		13:00～16:30	② 排除しない福祉を目指して —ソーシャルワーカーの新たな役割—	東京・新宿区福祉事務所生活保護相談員 川村 幸子 北九州市児童相談所判定係長 安部 計彦 クッキングハウス代表 松浦 幸子 (コーディネーター) ルーテル学院大学文学部教授 市川 一宏
第2日 7月27日(金)	③	13:00～16:30	③ 地域での暮らしを支える福祉施設を 目指して—生活支援と権利擁護—	(社福) 大館感恩講理事・事務局長、 母子生活支援施設白百合ホーム施設長 兜森 和夫 きのこ介護老人保健施設副施設長 武田 和典 知的障害者施設小さき群の里施設長 北村 嘉勝 (コーディネーター) 明治学院大学社会学部助教授 茨木 尚子
		9:30～13:00	シンポジウム 共に生き、支え合う地域福祉を 目指して	金沢市長 山出 保 全国社会福祉協議会事務局長 和田 敏明 埼玉県立大学 保健医療福祉学部助教授 高田 玲子 東京・小平市立小平第二小学校長 山下 敏夫 (コーディネーター) (社)やどかりの里理事長、 北海道医療大学看護福祉学部教授 谷中 輝雄
		14:00～15:30	記念講演 人が人であるために	作家・劇作家 井上ひさし

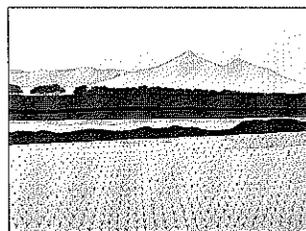
■申込方法 ①郵便振替でお申し込みの場合 振替用紙に、住所、氏名、電話番号を、通信欄には勤務先名(施設の場合は種別も記入)、希望の選択講座の番号(①～③)、および手話通訳ご希望の有無を明記し、お振り込みください。
 (振替口座：00140-8-143594、加入者名：鉄道弘済会 社会福祉部)
 ②現金書留でお申し込みの場合 ①に準じ、必要事項を記入のうえ、受講料を添え、お送りください。

■申込先 財団法人鉄道弘済会 社会福祉部『社会福祉セミナー』係
 〒102-0083 東京都千代田区麴町5-1 TEL:03-5276-0325 FAX:03-5276-0325

生活と福祉

No.542
May 2001

5



今月の表紙 「猪苗代」

飯塚定子さん
(東京コロニー障害者アートバンク登録作品より)

障害者アートバンクは、これまでの障害者芸術運動とは異なり、障害者アーティストのもつ才能を活用することで、所得面を中心に社会参加を促そうという新しい試みです。

現在、登録作家約400名、登録作品数4,000点、使用点数約380点と年々その数は拡大してきています。

CONTENTS

巻頭言 いきいきとした健康福祉社会の実現に向けて

静岡県健康福祉部長 木本 陽三……………2

特集Ⅰ

平成13年度の生活保護

厚生労働省社会・援護局保護課

- 第57次生活保護基準の改定……………3
- 実施要領の改正……………8
- 医療扶助の運営……………10
- 介護扶助の運営……………11
- 生活保護費補助金について……………13

特集Ⅱ

平成13年度における生活保護指導監査方針

厚生労働省社会・援護局監査指導課

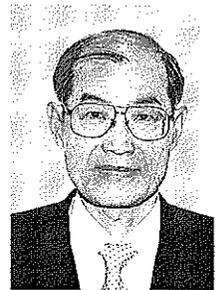
- 生活保護指導監査方針……………15
- 保護施設に係る指導監査方針……………31

水 脈……………38

詰将棋・詰碁……………40

巻頭言

いきいきとした健康福祉 社会の実現に向けて



静岡県健康福祉部長

木本 陽三
きもと ようぞう

少子・高齢化の波は、静岡県にも確実に押し寄せている。

平成十二年度に県が行った調査では、六十五歳以上の高齢者が人口の一七%を超え、本格的な高齢社会を迎えていることが明らかになった。

一般的に少子・高齢化は、労働人口の減少や市場規模の縮小につながり、経済活動の停滞を招くという負のイメージが強いが、人口の過密集中が緩和され、女性や高齢者に労働が分配されるという肯定的な側面もあり、一人一人がゆとりと生きがいをもって生活できる成熟した社会というところさえも可能である。

静岡県では、来るべき成熟の時代を「いきいきとした健康福祉社会」にすることを目指して、一昨年度に健康づくり運動の新指針と高齢者計画の第二次計画を策定し、昨年度には子育て支援計画の第二次計画を策定した。

健康づくりの新指針は「しずおか健康創造21」と名付け、世代ごとの健康課題を提示しているが、特に本県の指針では思春期と高齢期（前期）の健康課題を追加し、少子・高齢社会への対応を図って

いる。

思春期においては性感染症や薬物乱用の防止などを、高齢期（前期）においては運動機能保持や積極的な社会参加などを、健康課題として取り上げた。

子育て支援計画である「しずおかエンゼルプラン21」は、「子育ては人づくり」の理念に基づき、健康と安全の確保、保育サービスの充実、就労環境の整備などを重点施策に位置付けている。男女共同参画社会においては社会全体での子育てが不可欠であり、子どもを尊重し、子育てを大切にする社会の構築をめざしている。

また、高齢者計画である「ふじのくに高齢者プラン21」は、「健康長寿の県づくり」を目標としており、社会参加の促進、保健サービスの充実、予防施策の推進、地域リハビリテーション体制の整備に重点を置いている。心身の健康と社会的な存在感を失わずに「健康寿命」を延伸することを特にめざした計画となっている。

静岡県では、平成九年に民生部と保健衛生部が統合され健康福祉部となり、福祉・医療・保健の連携強化を進めてきたが、少子・高齢社会の到来により、一体的なサービス提供体制とサービスの質の向上がさらに求められるようになってきている。若いも若きもいきいきと健康的な生活を送れる社会を実現するために、県民のニーズに敏感に反応し、効果的な施策を着実に実行していきたいと考えている。

特集Ⅰ

平成十三年度の生活保護

厚生労働省社会・援護局保護課

第五十七次生活保護基準の改定

平成十三年度の生活保護基準の改定概要は「別紙1」のとおりであるが、この改定の考え方について以下説明することとした。

一 生活扶助基準

生活扶助基準は、従来当該年度の一般国民の消費動向を総合的に勘案して改定する、いわゆる「水準均衡方式」により改定している。

具体的には、毎年、予算編成時に公表される経済運営にあたっての政府の意見表明である「政府経済見通し」における「民間最終消費支出」の伸び率を基礎としている。

平成十三年度においては、国民の消費支出の伸びや物価の動向、更には現下の社会経済情勢を勘案

し、据え置くこととしたものである（「別紙2」参照）。

（注）民間最終消費支出とは、主に、毎日の家計における「もの」や「サービス」を購入するための支出の総計（ただし、土地、住宅の購入等は含まない）を表わす国民経済計算上の概念であり、国民総支出の構成要素の一つである。

二 その他の扶助基準

(1) 住宅扶助基準

住宅扶助基準のうち、家賃・間代等については、一般基準で賄えないような場合、別途各都道府県並びに指定都市及び中核市ごとに、厚生労働大臣が別に定める額の範囲内の額とすることとなっている。

が、平成十三年度においてもこの厚生労働大臣が別に定める額について所要の改善を行った。

(2) 教育扶助基準

教育扶助基準については、学用品費等の物価動向等を勘案し、所要の改善を行った。

(3) その他

生業扶助基準のうち技能修得費については、消費者物価の上昇率等を総合的に勘案し改善を行った。

三 最低生活保障

被保護者に保障される最低生活保障水準は、被保護者世帯の家族構成、世帯員の年齢、居住地等により基準額に違いはあるが、いくつかの世帯を想定して平成十三年度の最低生活保障水準を例示すると「別紙3」のとおりである。

なお、ここで示す額は、一般的

な基準について計上したものであり、この他に必要に応じて、学校給食費の実費、通学のための交通費等が加算されること、及び家賃等が例示されている金額以下の場合、その実額が適用されること等に留意する必要がある。また、就労収入のある場合には、収入に応じた控除額が実質的に手元に残ることになり、したがって、現実に消費し得る水準は控除額を含めた水準となる。控除額の目安として一例をあげると、一級地で就労収入が、十三万八千九百七十五円（東京都最低賃金日額の二十五日分相当）の場合で、二万五千八百円が収入から控除される。

[別紙1] 平成13年度生活保護基準改定の概要

(1級地-1)

	第56次 (12年4月1日)	第57次 (13年4月1日)	備 考
	円	円	
1 生活扶助基準			【標準3人世帯基準額】 33歳男、29歳女、4歳子 冬季加算(VI区×5/12)を 含めた額を10円単位で 表示
(1) 居宅(1類+2類) 標準3人世帯	163,970	前年度同額	
(2) 期末一時扶助費(居宅)	14,340	前年度同額	
【加算等】			
妊産婦加算(妊娠6ヵ月以上)	13,970	前年度同額	
老齢加算			
70歳以上			
(居 宅)	18,090	前年度同額	
(入院・入所)	15,060	〃	
母子加算			
(居 宅)	23,520	前年度同額	
(入院・入所)	19,600	〃	
障害者加算			
障害等級1・2級			
(居 宅)	27,140	前年度同額	
(入院・入所)	22,580	〃	
重度障害者加算	14,610	〃	
重度障害者家族介護料	12,250	〃	
重度障害者他人介護料	72,200以内	〃	
介護施設入所者加算	10,000	10,000以内	
在宅患者加算	13,440	前年度同額	
放射線障害者加算			
負傷又は疾病の状態にある者	43,290	前年度同額	
負傷又は疾病の状態に該当し なくなった者	21,650	〃	
児童養育加算			
第1子、第2子	5,000	前年度同額	
第3子以降1人	10,000	〃	
介護保険料加算	保険料の実費	保険料の実費	
人工栄養費	12,060	前年度同額	
入院患者日用品費	23,410以内	前年度同額	
介護施設入所者基本生活費	10,000以内	前年度同額	

入学準備金 小学校 中学校	39,400以内 46,000以内	39,500以内 46,100以内	
2 住宅扶助基準 (1) 家賃間代等 (2) 住宅維持費	13,000以内 年額121,000以内	前年度同額 "	
3 教育扶助基準 小学校 中学校	2,150 4,160	前年度同額 4,180	
4 出産扶助基準 居宅 施設	193,000以内 149,000以内 +入院料	前年度同額 "	
5 生業扶助基準 (1) 生業費 (2) 技能修得費 (3) 就職支度費	45,000以内 61,000以内 31,000以内	前年度同額 62,000以内 前年度同額	
6 葬祭扶助基準	179,000以内	前年度同額	大人の基準額
7 勤労控除 (1) 基礎控除(上限額) (2) 特別控除 (3) 新規就労控除 (4) 未成年者控除 (5) 不安定就労控除	限度額33,560 年額152,600以内 10,600 11,700 8,000	前年度同額 " " " "	

[別紙2] 平成13年度生活扶助基準(月額)

標準3人世帯(33歳男・29歳女・4歳子)

級地区分	格差	平成12年度	平成13年度	改定率
1級地-1	100.0	163,970 円	163,970 円	据置
1級地-2	95.5	156,590	156,590	
2級地-1	91.0	149,200	149,200	
2級地-2	86.5	141,830	141,830	
3級地-1	82.0	134,460	134,460	
3級地-2	77.5	127,080	127,080	

(注) 冬季加算(Ⅵ区×5/12)を含めた額を10円単位で表示。

[別紙3] 最低生活保障水準(月額)の具体的事例

1. 標準3人世帯【33歳男、29歳女、4歳子】

	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
	円	円	円	円	円	円
世帯当たり最低生活費	181,970	174,590	167,200	159,830	147,460	140,080
生活扶助	163,970	156,590	149,200	141,830	134,460	127,080
第1類	108,070	103,200	98,340	93,470	88,630	83,760
第2類	55,900	53,390	50,860	48,360	45,830	43,320
児童養育加算	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
住宅扶助	13,000	13,000	13,000	13,000	8,000	8,000

(注) 1 第2類は、冬季加算(Ⅵ区額×5/12)を含む。以下同じ。

2 就労収入のある場合には、収入に応じた額が勤労控除として控除されるため、現実に消費し得る水準としては、生活保護の基準額に控除額を加えた水準となる。以下同じ。

2. 夫婦子2人世帯【35歳男、30歳女、9歳子(小学生)、4歳子】

	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
	円	円	円	円	円	円
世帯当たり最低生活費	225,980	216,700	207,440	198,190	183,950	174,670
生活扶助	205,830	196,550	187,290	178,040	168,800	159,520
第1類	144,920	138,390	131,870	125,350	118,850	112,320
第2類	60,910	58,160	55,420	52,690	49,950	47,200
児童養育加算	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
教育扶助	2,150	2,150	2,150	2,150	2,150	2,150
住宅扶助	13,000	13,000	13,000	13,000	8,000	8,000

3. 老人2人世帯【72歳男、67歳女】

	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
	円	円	円	円	円	円
世帯当たり最低生活費	150,570	145,440	138,570	133,520	121,550	116,630
生活扶助	119,480	114,350	108,740	103,690	97,980	93,060
第1類	69,190	66,320	62,970	60,190	56,740	54,080
第2類	50,290	48,030	45,770	43,500	41,240	38,980
老齢加算	18,090	18,090	16,830	16,830	15,570	15,570
住宅扶助	13,000	13,000	13,000	13,000	8,000	8,000

4. 老人1人世帯【70歳女】

	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
	円	円	円	円	円	円
世帯当たり最低生活費	108,990	105,730	100,730	97,560	87,460	84,400
生活扶助	77,900	74,640	70,900	67,730	63,890	60,830
第1類	32,690	31,460	29,750	28,620	26,810	25,790
第2類	45,210	43,180	41,150	39,110	37,080	35,040
老齢加算	18,090	18,090	16,830	16,830	15,570	15,570
住宅扶助	13,000	13,000	13,000	13,000	8,000	8,000

5. 母子3人世帯【30歳女、9歳子（小学生）、4歳子】

	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
	円	円	円	円	円	円
世帯当たり最低生活費	205,940	198,720	189,730	182,530	168,550	161,330
生活扶助	160,410	153,190	145,960	138,760	131,540	124,320
第1類	104,510	99,800	95,100	90,400	85,710	81,000
第2類	55,900	53,390	50,860	48,360	45,830	43,320
母子加算	25,380	25,380	23,620	23,620	21,860	21,860
児童養育加算	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
教育扶助	2,150	2,150	2,150	2,150	2,150	2,150
住宅扶助	13,000	13,000	13,000	13,000	8,000	8,000

6. 重度障害者を含む2人世帯【65歳女、25歳男（重度障害者）】

	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
	円	円	円	円	円	円
世帯当たり最低生活費	194,200	188,480	180,870	175,130	162,530	156,810
生活扶助	127,200	121,480	115,760	110,020	104,310	98,590
第1類	76,910	73,450	69,990	66,520	63,070	59,610
第2類	50,290	48,030	45,770	43,500	41,240	38,980
障害者加算	27,140	27,140	25,250	25,250	23,360	23,360
重度障害加算	14,610	14,610	14,610	14,610	14,610	14,610
重度障害者 家族介護料	12,250	12,250	12,250	12,250	12,250	12,250
住宅扶助	13,000	13,000	13,000	13,000	8,000	8,000

第五十七次生活保護基準の改正

とともに、保護の実施要領の一部

改正が行われ、平成十三年四月一日から適用されることとなった。

改正の概要は次のとおりである。

一 ケアハウスにおける生活保護の取扱い

ケアハウスについての基本的な取扱いについて、変更したわけではなく、今回改めて以下のとおり整理を行ったものである。

・ ケアハウスについては、居住地として認定し、ケアハウス所在地を所管する実施機関が実施責任を負うことを明記した。

また、同様に施設所在地を所管する実施機関が実施責任を負う施設を例示した（課第2の7の創設）。

・ 基準生活費については、居宅基準を適用し、また管理費については、住宅扶助の範囲内で必要な額を住宅扶助として支給することを明記した（課第4の71

の創設）。

（解説）

ケアハウスの基準生活費の計上方法を変更するものではなく、従来、ケアハウスに被保護者が新規に入所するという場合は想定されていなかったが、ケアハウスが介護保険の対象となり、被保護者でも入所が可能なケアハウスが出てきたことから、ケアハウスの取扱いについて明確にしたものである。

二 短期入所生活介護又は短期入所療養介護（短期入所）の取扱い

・ 短期入所一ヶ月未満の者については、基準生活費の変更を要しないことを明確にした。

・ 月の途中で入院からそのまま短期入所を利用する場合には、

入所日から介護施設入所者基本生活費に加算と食費の実費を加えた額を計上することとした（課第4の66）。

三 精神障害者福祉ホームの取扱い

精神障害者福祉ホームについては、身体障害者福祉ホーム及び知的障害者福祉ホームと同様、居宅扱いすることとした（告示別表第1第1章の3）。

（解説）

精神障害者福祉ホームについては、管理人が配置されているものは、生活実態をみると居宅と変わるところがなく、身体障害者福祉ホーム及び知的障害者福祉ホームを居宅として整理していることから、その整合性を図ったものである。

したがって、基準生活費は居宅基準を適用することとなるだけでなく、家賃相当の利用料については、住宅扶助を適用することとなる。

また、精神障害者福祉ホームに入所した場合の実施責任は、精神障害者福祉ホーム所在地を所管する福祉事務所が負うこととなるので留意願いたい。

四 精神障害者生活訓練施設及び精神障害者授産施設の取扱い

精神障害者生活訓練施設及び精神障害者授産施設については、室料相当額について二万五千円を上限として利用料を算定できることとした（告示別表第1第2章の2の(1)の注書き及び局第6の2の(1)のサ）。

（解説）

被保護者が精神障害者生活訓練施設等に入所する場合の基準生活費については、食費と入院患者日用品費の額と障害者加算を計上しており、施設が利用料を徴収する場合には、利用料を入院患者日用品費と加算の中で捻出してきたが、そもそも利用料を賄えない、利用料を賄うことにより全く生活費がなくなる等の理由により入所できない施設が限られていた。

一方、精神障害者の場合、入院が長期化すると、退院後そのまま地域社会に復帰することは難しく、社会的入院を余儀なくされている状況にあり、精神障害者社会復帰

施設等の活用により退院促進を図

つていく観点から、利用料の負担を軽減する必要があり、日用品費等に加え、二万五千円を上限として利用料を算定できることとした。

今回支給できることとした利用料は、住宅扶助ではなく、生活扶助として支給するものであり、実施責任についての従来の考え方を変更するものではない。

また、精神障害者生活訓練施設入所者及び精神障害者授産施設入所者の加算については、改めて入院・入所基準を認定することとして整理した。

五 介護施設から入院の場合の

基本生活費の取扱い

介護施設から医療機関に入院する場合には、退所日（＝入院日）については、介護施設入所者基本生活費を計上せず、入院患者日用品費のみを計上することと整理した（局第6の2の(5)のエ）。

六 介護保険料加算の取扱い

(1) 介護保険料の納付時期が少ない市町村における保護開始廃止時の取扱い

介護保険料の納期が年三回とか四回と少ない市町村において、納期の翌月以降に保護を廃止になった場合、既に支払った介護保険料加算の変更等は要しないことを明確にした（課第4の72の創設）。

(2) 養護老人ホーム及び内部障害者更生施設における取扱い

養護老人ホーム又は内部障害者更生施設の入所者から保護の申請があつた場合、又は入所者が被保護者である場合について、介護保険料に相当する需要については措置費で賄われていることから、介護保険料加算の計上を要しないことを明確にした（課第4の73の創設）。

(3) 還付金の取扱い

介護保険料の還付金については、法第六十三条ではなく、収入認定によることを明確にした（課第4

の74及び課第4の75の創設）。

〔解説〕

介護保険料の還付金は、既に納付した保険料と年額賦課された保険料との差を還付金として支給するものであり、納期に支払った保険料を遡って変更するものではなく、既に支給した介護保険料加算についても変更を要しないものである。したがって、還付金が支給された時点で収入として取り扱うものである。

なお、単身者が死亡した場合の還付金の取扱いについては、遺族に対し還付金が支給されることになるため、遺族が保護を受給していれば遺族の収入として認定することとなるが、そうでない場合は収入認定または返還という取扱いは生じない。

七 教育扶助の教材費の取扱い

教育扶助のうち教材代を支給できる対象からクラブ活動に伴う用具類を削除した（局第6の3の(3)）。

〔解説〕

平成十二年四月より学習指導要領から特別活動のうちクラブ活動が削除され、就学奨励金の対象からもクラブ活動に伴う用具類が削除されたことに伴い改正を行った。

八 手持金の容認限度基準の取扱い

保護開始時に保有容認する手持金の額について、介護費についても医療費と同様に最低生活費から除いて判断することとした（課第7の10-2）。

九 戸籍手数料の取扱い

戸籍の手数料は、地方分権に伴い各自自治体で独自に定めることとされており、既に戸籍手数料が免除される根拠となつている法務省の通知も廃止されていることから、実施要領においてもその周知を行つていた規定について削除を行つた（局第11の2）。

十 介護施設入所者等の累積金の取扱い

介護施設入所者の累積金の取扱いについては、入院患者及び

社会福祉施設入所者と同様の取扱いとするよう所要の改正を行った。

介護保険料加算が算定されている者については、入院患者日用品費又は介護施設入所者基本生活費の停止、計上と合わせて介護保険料加算の停止、計上を行うこととした（告示別表第1第2章の5及び「入院患者及び社会福祉施設入所者の加算等の取扱いについて」〔昭和58年3月31日社保第51号〕）。

〈解説〉

昨年四月に介護保険制度が施行されたことに伴い、介護施設入所者に累積金が生じた場合の取扱いを示すこととした。

また、累積金が生じた者に介護保険料加算が認定されている場合の取扱いについてもあわせて整理を行ったものである。

介護保険料加算については、計上されている者の多くが代理納付を行っており、介護保険料加算を停止することにより代理納付がで

きなくなることから、基本生活費等を停止した後であっても、介護保険料加算を計上すべきではないかとの考え方もあったが、介護保険料加算があくまで加算であり、基本生活費等の部分があつて初めて加算という考え方が生じるものであることから、基本生活費等と一体的に停止又は計上することと

したものである。

なお、介護保険料加算を停止した場合には、代理納付ができなくなることから、保険者及び介護施設等との連絡・調整を行い、保険料の円滑な納付に支障のないよう留意願いたい。

医療扶助の運営

一 医療扶助の適正運営

景気の低迷を背景に被保護者が増加する中、医療扶助受給者数についても増加傾向にあり、又、被保護者の八割が医療扶助を受給（約八十万三千八百人）し、医療扶助費が生活保護費全体の六割（約一兆四百十六億円）を占める等生活保護制度における医療扶助の重要性は一段と高まっていることから、平成十二年十二月に適正化に関する総合的な内容について通知し、あらためて医療扶助の適正な運営

について周知徹底を図ったところである。

二 医療扶助運営要領等の改正

今般、医療扶助関係通知の改正が行われ、平成十三年四月一日から適用されたところであるが、その主な改正内容は次のとおりであるので、取扱いに留意願いたい。

(1) 医療法の一部を改正する法律（平成9年法律第125号）による改正前の医療法（昭和23年法律第205号）第四条の規定による承認を受けていた病院（以下「旧総

合病院」という）における診療報酬請求方法について、他法の取扱いと同様の取扱いにしたこと（医運第3の4の⑥）。

〈解説〉

旧総合病院における診療報酬請求について、医療機関及び審査支払機関における請求及び審査支払事務の軽減を図り、適正な医療扶助の支出に資するため、平成十三年四月診療分から、療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（昭和51年厚生省令第36号）に定めるレセプトの記載要領である「診療報酬明細書等の記載要領等について」（昭和51年8月7日厚生省保険局医療課長・歯科医療管理官通知）に準拠し、外来において同一人が同一月に二以上の診療科にわたって診療を受けた場合、診療科ごと別個に診療報酬請求が行えるよう所要の改正を行ったこと。

なお、平成十三年三月以前の診療に係る診療報酬請求について平成十三年五月以降請求する場合に

についても本取扱いによることとしたこと。

(2) 治療材料による「吸引器」及び「ネブライザー」の給付対象範囲を拡大したこと（医運第3の6の(3)のア）。

〔解説〕

治療材料による「吸引器」及び「ネブライザー」の給付については、従前、いずれについても「入院している者」が社会復帰の観点から、当該材料の使用による在宅療養がより効果的である場合に限られていたが、今般、入院治療から在宅療養への移行をさらに促進する観点から、在宅で療養している者が入院治療が必要な状態になった場合で、当該材料を使用することにより入院する必要がなくなる場合についても、当該材料の給付対象とすることとしたこと。

(3) 治療材料の給付対象に「修理」「貸与」を加えたこと（医運第3の6）。

〔解説〕

治療材料については、従前、材

料を「給付」する場合の経費のみを支給対象としていたが、材料によつては、①特定の期間のみ使用すれば足りるものや②既存の材料を修理することにより対応が可能なものがあることから、①については「貸与」、②については「修理」で対応できるよう運営要領上明記したこと。なお、改正に伴つて、治療材料等の給付要否意見書と治療材料券・治療材料費請求明細書の様式案についても変更したこと。

(4) 医療移送費の対象範囲の拡大したこと（医運第3-9）。

〔解説〕

平成六年の診療報酬の改正により、骨髄移植に係る費用が採り入れられ、同時に、骨髄移植に係る医師の移送費及び骨髄の搬送料について療養費の支給対象とされていたが、当該移送費について、生活保護の医療移送費の支給対象として明記されていなかったことから、今般、運営要領上明記したものであること。

介護扶助の運営

一 介護扶助の状況

介護保険の施行に伴って創設された介護扶助の施行初年度の状況を見ると、介護扶助人員は、平成十二年四月末現在で四万九千人であったが、同年十二月末現在には七万一千人と着実な増加をみせている。

二 介護扶助運営要領等の改正

今般、介護扶助関連通知の改正が行われ、また、「生活保護法による介護扶助の運営要領に関する疑義について」（平成十三年三月二十九日社援保発第二十二号。以下「課長通知」という）が新たに発出されたところであるが、その主な内容は次のとおりであるので、取扱いに留意願いたい。

(1) 介護扶助運営要領の改正

ア 福祉用具購入及び住宅改修の償還金について、「収入認定」から「法第六十二条に基づく返還

に取扱いを改めたこと（医運第5の3、4）。

〔解説〕

介護保険の被保険者である在宅の要介護者が、いわゆる特定福祉用具を購入した場合又は手すりの取り付け等の住宅改修を行った場合、居宅介護福祉用具購入費等又は居宅介護住宅改修費等（以下「福祉用具購入費等」という）が償還払いで保険者から被保険者に対し支給されることとなるが、当該償還金について、従前は支給された時点で収入認定することとしていたが、①収入認定した場合、保護の停廃止を行うこととなるケースが生じ適切でないこと、②また、被保険者が福祉用具を購入又は住宅を改修する場合、事前に保険者に保険給付の対象となるかの確認を行ってから申請するため、支給限度基準額を超えている場合や書類が不備である等特段の事情がない限り支給されることから、資力

の発生時期は、保護（介護扶助）決定時であると整理すべきであること等の理由により、当該償還金について、法第六十三条に基づき返還する取扱いに改めたこと。

イ 指定介護機関に対する指導及び検査の項目を追加したこと（介護第8）。

平成十二年度は介護扶助施行一年目ということもあり、その体制の整備や制度の定着を第一に取り組んだが、平成十三年度からは、適正運営に努めるため、新たに、介護扶助運営要領に「指導及び検査」の項目を加えたこと。

基本的な構成は、医療扶助における指定医療機関に対する指導及び検査と同様であるが、特に実地による指導を要さない指定介護機関について複数の事業者等を一定の場所に集めて指導を行うこと及び書面による審査を行った上で一定の場所で指導を行うこととして差し支えない旨明記したこと。

(2) 介護扶助と障害者施策との適用関係通知の改正

ア 補足性の原理の整理

介護保険の被保険者以外の者については、生活保護の補足性の原理により、障害者施策等による介護サービスを提供するに優先して活用することとされているが、当該者にとって不必要な水準まで障害者施策等による特定の介護サービスを優先的に活用させるといった機械的な取扱いがされないよう、あらためて整理し、通知上明記したこと。

イ 介護扶助の上限額の算定方法の変更

介護保険の被保険者以外の者である全身性障害者に係る介護扶助の上限額の算定において、被保険者である全身性障害者と同程度の介護サービスが受けられるよう所要の改正を行ったこと。

(3) 課長通知の創設

ア 介護扶助運営要領第3の2の(2)の情報提供対象者に係る食事標準負担額について（課第1の問3）

〈解説〉

保険料及び高額介護サービス費等は、被保険者からの申請がなくとも減額認定又は現物給付による支給がされることとなるが、食事標準負担額については、本人が保険者に対し減額認定の申請を行い、減額認定証の交付を受けることが必要であるため、被保護者に対し、すみやかに申請を指導する必要があること。

なお、実施機関から再三指導したにもかかわらず、被保護者が減額認定の申請を怠ったため、減額されないままの額で介護扶助の決定がされた場合には、その差額分について、法第六十三条による返還を求めることを検討する必要があること。

イ 委託等によらない要介護認定について（課第2の問4）

〈解説〉

生活保護の開始により、第二号被保険者の資格を喪失し被保険者以外の者となったものに係る要介護状態等の審査判定については、介護扶助運営要領第4の2の(2)の

規定にかかわらず、保護開始前の被保険者による要介護（要支援）認定の結果及び有効期間に基づき介護扶助の決定を行って差し支えないこと。その場合の有効期間の始期及び終期については、介護扶助の申請時から六か月間を原則とすること。

ウ 要介護認定の結果に基づかない介護扶助の決定について（課第3の問14）

〈解説〉

福祉事務所がやむを得ないと認める理由により要介護認定の結果を待たずに介護扶助の決定を行う必要がある者について、当初見込んだ要介護度よりも低く認定された場合や認定結果が出る前に申請者が死亡した場合、実際の要介護度を超えて行われた介護サービスに係る費用について、生活保護法第八十条の規定による返還免除を行って差し支えないこと。

また、この取扱いが認められる「やむを得ない理由」とは、①介護扶助の申請時まで要介護認定を受

けずりにいた正当な理由が認められる場合、②本人に手続上瑕疵がないにもかかわらず、申請から要介護認定等の通常想定される事務処理期間（一か月間）を著しく超え、その身体の状態に悪影響があ

生活保護費補助金について

一 生活保護費補助金の概要について

生活保護費には、生活困窮者の最低限度の生活を保障するとともに、その自立の助長を図る目的で都道府県、市等が行う生活保護に要する費用（保護費）の一部を負担する生活保護費負担金と生活保護法の円滑な運営のため都道府県、市等が行う事業等に要する経費の一部を補助する生活保護費補助金がある。

生活保護費補助金の前身である生活保護臨時安定運営対策補助金は、国の財政事情等により、生活保護費負担金の国庫負担率が減ったことに伴う地方自治体の財

場合などであり、単に要介護認定を知らなかったため又は長期間入院していたために要介護認定を受けなかったなどは、やむを得ない理由には該当しないこと。

政負担を緩和することを目的とし、平成元年に創設されたものであるが、その後の改正により、生活保護費補助金が創設されることとなった。

生活保護費補助金は生活保護臨時安定運営対策補助金の趣旨であった「漏給防止、不正受給防止、制度の安定運営の確保」を踏襲しており、生活保護をはじめとする社会福祉行政の適正化の推進を図ることにより、適切な運営の確保に資することとしている。

平成十三年度予算は、約六十五億六千万円となっている。

二 生活保護費補助金の事業内容

生活保護費補助金の事業区分については、平成十二年度に今日的な課題に則し、整理統合することとし、その内容は大きく分けて、法施行事務監査等事業、特別指導監査事業、適正化推進事業、特別事業となっている。

法施行事務監査等事業は、監査旅費等となっていたものを法施行事務監査等事業として統合したものである。また、特別指導監査事業は、福祉事務所の抱える問題点の分析と適切な対応策の検討を監査を通じて行うものであり、①一般指導監査、②一般指導監査後の問題事項に対応した特別指導、③是正改善状況等確認のための確認監査を有機的に行う事業であり、特に重要な事業として位置づけている。

適正化推進事業については、法の適正な運営の確保に資するため行われるものであり、今回の改正においても、特に今日的課題とされている事柄に着目し、整理統合したものである。当該事業に積極

的に取り組むことにより、法の円滑な施行が図られるものと期待される。

三 平成十三年度生活保護費補助金における運営方針

(1) 適正化推進事業

生活保護費の扶助費は、医療扶助費が、全体の約六割を占め、さらに年々増加傾向を示しており、生活保護制度に占める医療扶助の比重が大きくなっていることがわかる。また、医療扶助による入院患者について約半数が精神・行動の障害による入院患者であり、そのうち約四分の三が一年以上の長期入院患者となっている。

一方、近年の社会経済構造の変化や経済事情の悪化等に伴い、世帯主に稼働能力があるにもかかわらず、解雇等に起因して要保護状態となった被保護世帯が増加してきている。

これらの世帯については、就労の機会が得られれば要保護状態から脱却することが可能となるものと思われる。これらのことから、

生活保護の実施については、医療扶助の適正運営及び稼働年齢層の就労促進が大きな課題であり、これらに関連する次のような事業に積極的に取り組んでいただきたいと考えている。

(2) 医療扶助適正化事業

・診療報酬明細書等点検事業

レセプト点検経験者の雇い上げ等により、レセプト点検の強化を図る事業。

・頻回受診適正化事業

レセプト情報を活用し、受診回数が過度に多い者について、嘱託医や主治医との協議を行い、適正受診を指導する事業。

・長期入院患者退院促進事業

社会的入院患者について、救護施設、介護保険施設等の積極的な利用を促進し、社会的入院の解消を図る事業。

レセプト点検については、医療費適正化通知にあわせて発出された「生活保護法による医療扶助の診療報酬明細書の点検について」(平

成12年12月14日社援保第72号厚生省社会・援護局保護課長通知)により行われていることと思うが、より一層効果的かつ効果的な点検事務を行えるよう、本事業の活用により積極的に取り組んでいただきたい。

また、レセプトから得られる医療関連情報等被保護者の情報を把握、管理及び分析する事業についても医療扶助の適正実施の観点から重要な事業であると考えている。

長期入院患者退院促進事業については、長期入院患者の多くが精神障害者及び要介護者等であることから、被保護者に対する適切な処遇という観点からも施設ひいては在宅への移行を図るよう努められたい。

(3) 就労促進等事業

職業安定所OB等就労支援に知識、経験を有する者を雇い上げ、専門的指導、助言、職業安定所への同行及び求人情報の収集、提供等を行うことにより、就労の促進を図る事業。

また、あわせて最近特に顕在化しているホームレス問題への対応にも積極的に取り組んでいただきたいと考えているが、昨年度は特別事業として以下のような事業が行われたので参考にされたい。

・相談体制整備事業

ホームレスを多く抱える地域を所管する福祉事務所における街頭相談の実施等相談体制を整備・強化する事業。

・要援護者支援事業

体力が低下しているホームレスを一時的に既存施設等に入所させ、健康診断や食事の提供、生活指導等を行う事業。さらに、厚生労働省監査により、改善事項とされた問題の改善方策の実施に当たっては、本補助金を活用し、積極的に取り組むよう指導している。

これらを参考に積極的に事業に取り生まれ、法の適切な運営の確保に努めていただきたい。なお、

生活保護費補助金については、会計検査院から福祉事務所の通常業

務にかかる経費と補助金の適正化対策事業にかかる経費との区分が明確になっていない経理処理が散見されたとの指摘を受けている。通常業務にかかる経費と区分が困難な経費については、補助対象としない予定であるが、事業実績報告書の作成等においても、補助金の経理処理を明確にするようお願いしたい。

特集Ⅱ

平成十三年度における生活保護指導監査方針

厚生労働省社会・援護局監査指導課

生活保護指導監査方針

平成十三年度の生活保護法施行

下のとおりである。

事務監査については、本年三月二日及び三月五日に開催された生活保護関係全国係長会議、社会・援護局主管課長会議においてその概要を示すとともに、「生活保護法施行事務監査の実施について」（平成十三年三月三十日付社援発第五百八十一号厚生労働省社会・援護局長通知）、「指定医療機関に対する指導及び検査について」（平成十二年十月二十五日付社援発第二千三百九十四号厚生省社会・援護局長通知）及び「指定介護機関に対する指導及び検査について」（平成十三年三月三十日付社援発第五百八十八号厚生労働省社会・援護局長通知）をもって具体的取扱を示したところであるが、その内容は以

下のとおりである。

なお、生活保護法施行事務監査については、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成十一年法律第八十七号）により法定受託事務と位置づけられており、これらの通知については地方自治法第二百四十五条の九に定める処理基準として、既に地方分権推進委員会において承認を受けているものである。

一 指導監査にあたっての基本方針

最近の保護動向を見ると、「雇言情勢の悪化や高齢化等の進展により、引き続き増加傾向で推移しており、被保護人員は平成十二年八月現在で約百六万人に達している。

生活保護の対象は高齢者、傷病障害者世帯の要援護者が中心となっており、とりわけ高齢者世帯中でも単身世帯が増加している。

こうした中で、福祉事務所の実施体制について見ると、現業員の四分の一が毎年人事異動の対象とされ生活保護の現業経験のない者が増加しているほか、社会福祉主事の無資格者も増えている。また、現業員が標準的配置数に比して不足している福祉事務所が一割を超える状況にある。加えて、現業活動を指導、支援する査察指導員で現業経験を有しない者が全体の三割に達する等、福祉事務所の実施体制の強化が大きな課題となっている。

平成十二年度の国の指導監査結果から、ケースの事項別指摘状況を見ると、指導指示率が前年度を

上回るとともに①訪問調査活動が不十分なため被保護世帯の生活状況等が適切に把握されていない、②処遇方針がケースの実態に対応していない、③収入申告書等が適切に徴取されていない等の保護の決定実施上の基本的事項に問題があるケースが前年度に比べ増加している。また、不正受給についても福祉事務所の取り組みにもかかわらず、依然として相当数発見されており、平成十一年度においては、四千六百六十五件、三十三億円と増加を示しているところである。

指導監査はこのような現状を踏まえつつ、以下の事項に留意の上、その実施に当たること。

二 福祉事務所の指導監査における重点事項

平成十三年度における生活保護

法施行事務監査に当たっては、「別紙1」生活保護法施行事務監査事項（以下、「監査事項」という。）に基づき、特に以下の点に留意の上、実施することとされたい。

なお、監査事項は、新たに介護保険の利用についての指導状況等を追加するとともに、平成十二年度の指導監査結果、会計検査院による平成十一年度決算検査報告及び総務庁の行政監察改善措置状況調査等を踏まえ、改正することとした。

(1) 保護の適正実施の推進

ア 保護の相談時における助言指導

面接相談に当たっては、制度の趣旨が正しく理解されるよう説明するとともに相談内容に応じた懇切丁寧な説明を行い、生活保護の権利、義務の周知の徹底を図るとともに、相談内容及びその結果については、所長等幹部職員が逐次点検する等、相談業務が担当者任せにならないよう指導すること。

また、生活困窮者に関する情報

が福祉事務所の窓口につながるよう生活保護制度の周知や民生委員、各種相談員との連携、保健福祉関係部局及び水道、電気の事業所等との連絡・連携体制づくりについても配慮すること。

イ 保護の申請・開始時調査の徹底

申請者から生活歴、家族構成、病状、収入、資産等について適正に申告させるとともに、調査に必要な同意書を徴取した上で金融機関、生命保険会社、社会保険事務所等への関係先調査を行い、また、病状把握及び扶養能力調査等、福祉事務所としての保護の要否についての調査を徹底するよう指導すること。

なお、保護申請前に転居してきた者については、前居住地の関係先照会等についても行うよう指導すること。

ウ 保護受給中における受給要件の確保と指導援助の推進

(ア) 資産及び収入の把握

収入、資産等の関係先調査は、

従前より重点事項として指導をお願いしてきたところであるが、今般、会計検査院による平成十一年度決算検査報告では、年金の未申告、就労収入の未申告及び過少申告により八県市で生活保護費負担金の経理が不当とされ、三十八ケースで一億九千九百万円の不当支出の指摘を受けたところである。また、総務庁の平成八年の生活保護に関する勧告の改善状況を調査した行政監察改善措置状況調査では、①扶養能力、収入、預貯金等に関する各種調査の確な実施、②生活保護法第六十三条や法第七十八條の厳正な適用等について改善を行うよう指摘を受けたところである。

については、被保護者に対し、収入申告書の定期的な提出を行うよう指導し、申告内容、筆証資料等の審査の徹底を図るとともに、必要に応じ勤務先等の関係先調査等を行い、適正な収入認定に努めるよう指導すること。

特に、次のような資産保有ケースについては、適切な関係先調査等に努めるよう指導すること。①所有を容認し、処分価値が大きいと認められる不動産については、評価替えの時点に併せて評価額を的確に把握するよう指導すること。

②自動車の保有ケースについては、必要に応じ陸運支局等の関係先調査等により、的確に把握され、保有要件の審査が適切に行われるよう指導するとともに、保有が認められないケースについては、その処分指導の徹底を図るよう指導すること。

(イ) 扶養能力調査の徹底
扶養能力調査については、事務効率化の観点も踏まえ、世帯から転出した子や生別母子世帯の前方に対する調査を重点的に行うよう指導するとともに、調査は、扶養の可否を照会するにとどまらず世帯構成、職業等の生活実態及び収入、資産等を把握し、管内又は近隣市区町村に

収入、資産等の関係先調査は、

居住する場合には、実地に調査するよう指導すること。

また、居所が不明な場合には、官公署等への照会に基づき、所在の確認を行うよう指導すること。

(ウ) 被保護世帯の実態に即した

処遇方針の樹立と計画的な訪問調査活動等の推進

処遇方針は、現業員が当該ケースに対し、どのような指導援助を行っていくかの基本となるものであるが、処遇方針樹立の前提となる実態把握やその評価が不十分のため、処遇方針が形式的、画一的となりケースの実態と乖離する等処遇方針として適切でないのがみられる。

したがって、処遇方針は、まず訪問調査活動や病状把握等によりケースの生活実態や病状を十分に把握・検討した上で樹立するとともに、自立助長選定ケースや処遇困難ケース等については、ケース診断会議での検討等、組織的な対応を進めるよう

指導すること。

また、多様なニーズを抱える高齢者世帯等の処遇方針は個々のケースの実態及び介護保険制度等による介護サービスの活用等を踏まえた適切なものとなるよう指導すること。

訪問調査活動は、年度当初に計画した訪問予定を確実に実行することはもとより、訪問予定を漫然とこなすことなく、被保護世帯の状況変化に応じて随時訪問するとともに、調査の目的を十分認識して実施するよう指導すること。

特に、稼働年齢層の者に対する稼働能力の活用等に指導を要するケースについては訪問格付を高位に付け、訪問頻度を高める等の措置を講ずるよう指導すること。

なお、訪問時の不在が続く世帯については、不在理由等の確認及び民生委員等から生活状況等を聴取するとともに、訪問方法を工夫する等して可能な限り

家庭内面接を行い、生活実態の把握に努めるよう指導すること。

(エ) 稼働年齢層の者に対する指導の徹底

稼働年齢層の者で傷病を理由に未就労の者については、訪問による生活実態の把握、主治医訪問等による病状調査を行い、就労指導の可否について十分検討すること。その結果就労が可能な者に対しては、就労意欲の助長、生活習慣形成等への指導援助の上、求職活動状況報告書の徴取、公共職業安定所への同行訪問等により、早期の自立助長のため、時期を逸することなく積極的な指導援助を行うよう指導すること。

また、稼働している場合であっても、病状等からみて、稼働能力を十分活用していないと認められる者に対しては、必要に応じ就労先等の関係先調査により就業実態を的確に把握の上、就労日数及び就労時間を増加させるよう指導するとともに、状

況に応じ転職指導を行う等積極的な増収指導を行うよう指導すること。

なお、稼働能力がありながら就労指導に従わない者に対しては、法第二十七条に基づく文書指示を行うよう指導すること。

(オ) 不正受給防止対策の徹底

平成十一年度において不正受給として措置したものは、四千六百六十五件、約三十三億円と増加している。不正受給の多くは稼働収入、各種年金・保険金収入、預貯金等の無申告又は過少申告によるものであるが、福祉事務所の訪問調査による生活実態の把握、収入申告書の徴取及び申告内容の審査、課税調査等が不十分等の事由により生じた事例も少なくない。

ついては、収入申告内容に疑義のある場合は申告者に説明を求めるとともに、関係先調査等による内容審査を徹底するよう指導すること。

また、課税担当課との連携の

もとに全ケース一斉点検による課税調査を実施し、調査結果と収入申告の内容との照合を行うこと。また、各種年金等についてはその受給権の有無及び受給状況を被保護者からの聞き取り及び年金担当課等への照会等により適切に把握するよう指導すること。

不正受給を発見した場合には、発見時点における収入の遡及調査(原則として五年)、預貯金等の関係先調査の実施を行う等、不正受給を行ったケースに対して厳正な対応で臨むよう指導すること。

(2) 要援護世帯に対する指導援助の充実

高齢者、傷病・障害者等要援護世帯が被保護世帯の八割以上を占めているが、これらの世帯の需要は多岐多様にわたっている。

については、的確な指導援助を確保する観点から、その世帯の需要を的確に把握し、要援護世帯のニーズに応じ、次のような各種保健

福祉施策等の活用を図るよう指導すること。

ア 高齢者等がいる世帯について、介護保険制度等による介護サービスの活用

イ 傷病、障害者世帯について、ホームヘルプサービス事業、デイサービス事業及び社会福祉施設等の活用

(3) 医療扶助の適正運営の確保

被保護世帯の大部分が医療扶助を受給しており、これらのケースの処遇に当たっては病状等を的確に把握する必要がある。このために必要に応じて主治医及び嘱託医の意見を聴取し適切な処遇方針を策定するよう指導すること。

また、現業員が被保護者の病状等を把握するために、レセプトを常時活用し得る状態を確保した上で、在宅での療養の実態を把握し、生活指導、就労指導又は療養指導の徹底を図るよう指導すること。また、医療費の適正な支払いのため、縦覧点検等のレセプト点検を実施し、過誤の認められるレセ

プトについては、遅滞なく過誤調整を行うとともに、診療内容等に疑義が生じた場合には、嘱託医への協議等を指導すること。

(4) 介護扶助の適正運営の確保

介護扶助の内容について十分に理解し、保護の決定及び実施に支障が生じることなく、適切に運営されるよう指導すること。

(5) 組織的な運営管理の推進

要介護又は要支援の状態にある要保護者で、介護サービスの利用により生活の向上が期待できると思われる者に対しては、その活用を図るとともに利用の手続きについても適切な指導を行うこと。

(ア) 適正な職員配置についての指導

ケースの処遇及び事務処理等に支障をきたさないよう査察指導員、現業員等の適正な職員配置について指導するとともに、相談業務についても、経験豊富な担当者を配置し、要保護者が必要とする援助や情報を的確に

提供できる体制を確保するよう指導すること。

特に、生活保護の適正実施を確保するため、被保護者が増加傾向にある福祉事務所においては、査察指導員、現業員が不足することのないよう、保護動向を踏まえた職員配置について配慮するよう指導すること。

(イ) 職員の職務能力の維持向上のための指導援助

福祉事務所においては、毎年の人事異動で現業経験の浅い職員や現業経験のない査察指導員が一定割合を占める状況にあることから、職員の職務能力の維持向上を図ることは、生活保護の適正な運営を確保する上で極めて重要な課題となっている。

このため、本庁においては、新任現業員に対する基礎的な研修や現業経験のない査察指導員に対する研修を実施するとともに、福祉事務所における職場内研修の実施や各種研修への積極的な参加等を指導する等、関係

職員の職務能力維持向上のための指導を行うこと。

また、生活保護の適正な運営を確保する観点から、社会福祉主事資格のない者にあつては、主事資格の取得について配慮するよう指導すること。

イ 計画的な運営管理の推進

都道府県・指定都市本庁においては、毎年度、管内の保護動向や前年度の監査指摘事項等を踏まえ、管内福祉事務所を具体的に指導する指針を作成し、これを福祉事務所に示すこと。その上で、各福祉事務所は当該指針を踏まえ、事務所として取り組むべき問題点、対処方針等を具体的に盛り込んだ運営方針及び事業計画を策定し、これに向けて全職員が一体となつて組織的に取り組むよう指導すること。

また、個別ケース検討を通して、福祉事務所が抱える問題点を把握し、その問題点の是正改善を指示するとともに、問題事項に応じ自主的內部点検事業等により、積極

的に改善に取り組むよう指導すること。

なお、処遇困難ケース等については、ケース診断会議を積極的に活用する等して、幹部職員、査察指導員、現業員等全職員が一体となつて、問題解決に取り組む体制を確保するよう指導すること。

ウ 査察指導機能の充実

査察指導機能が十分発揮されていない福祉事務所の実態をみると、業務の進行管理が十分行われていないことから、現業活動が現業員任せとなり、長期間訪問が行われないケースが生じたり、年金等の申請手続きの遅れ等保護の決定実施の基本的な面に各種の問題点が生じることとなる。

については、本庁において「査察指導台帳」の作成等を盛り込んだ査察指導員業務マニュアルを策定する等して、査察指導員が個々のケースの状況を掌握し、特に訪問計画の策定及び訪問調査活動の実施については必ず関与するとともに、重点的な指導を要するケース

については随時必要な指示ができるような体制の確立について指導すること。

三 都道府県・指定都市本庁の指導監査の実施について

都道府県・指定都市本庁が行う生活保護法施行事務監査は、福祉事務所における生活保護制度の運営実施に係る適否を関係法令及び取扱指針等に照らし、個別かつ具体的に検討し、必要は是正改善の措置を講ずるとともに、これらの検討過程を通じて関係職員の職務能力の向上を図り、さらには福祉事務所の組織的な活動を助長するという、生活保護行政の適正かつ効率的な運営を確保するために重要な役割を担っている。

については、本庁の指導監査の実施にあつては、次の観点を踏まえ、効果的な指導監査に努められたい。

(1) 組織的運営体制の整備について

ア 本庁の指導監査担当職員にお

いても、人事異動等により生活保護実務経験が浅いか又は全くない職員が増加しており、福祉事務所の実施体制の現状を鑑みれば、本庁の体制強化は緊急の課題となつている。

については、指導監査担当職員に対する研修、福祉事務所での現任訓練の実施等、その職務能力の向上に努めること。

イ 本庁の行う指導監査の実効性を確保するためには、指導監査担当職員相互が管内福祉事務所が抱える問題点や課題について十分に検討するとともに、意思疎通を図り共通認識のもとに指導監査に当たることが重要である。

そのために、監査の事前検討、復命会の実施等による監査結果の分析、是正改善の指示、今後の指導方針の策定等の一連の過程において、幹部職員を含めた組織的な協議・検討を行うとともに、特に管内被保護世帯の大半を占める大規模な福祉事務所

や多くの問題を抱える福祉事務所に対しては、幹部職員が自ら率先してその指導監査に当たること。

(2) 福祉事務所の課題に応じた的確な指導監査の実施について

本庁においては指導監査の実施要綱を定めるとともに、各福祉事務所の過去の監査結果、是正改善状況、保護動向等を踏まえて指導監査の実施計画を策定すること。

このため各福祉事務所毎の「指導台帳」を整備すること。また、指導監査の実施に当たっては、単に個別ケースの取扱の適否のみでなく、福祉事務所の抱える問題点に依りて、組織的運営体制に関わる事項、本庁の示した標準的基準の実施状況等制度運営の全般的な状況にわたり、必要な確認と指導を行うことにより指導監査の実効を期すこと。

(3) 指導監査結果に基づく是正改善指示について

指導監査の結果判明した問題点の解決のためには、関係職員全て

が福祉事務所の抱える問題点や現状を十分認識し、事務処理の円滑化のための体制づくり、実施体制の整備等問題解決に向けて組織をあげての取組を行う必要がある。

ついでには、監査結果の問題点等については、福祉事務所職員との研究協議の場を設ける等共通の問題意識を持つとともに、理解を深めるような工夫を行うこと。

また、福祉事務所に対する指導監査結果の是正改善の指示は、個別ケースの指摘のみに止まらず、問題発生を要因を明らかにし具体的な改善方策を指示することにより、その実効を期すること。また、改善措置の進捗状況について確認監査や巡回指導等により把握し、継続的な改善指導を行うこと。

さらに、所長等幹部職員に対しては、生活保護運営上の問題の所在を十分認識させるとともに、問題の所在によっては市の理事者に対しても十分な説明を行い、効率的に組織的な改善が図れるよう指導の徹底を図ること。

(4) 小規模福祉事務所に対する指導上の配慮について

被保護世帯数が二百世帯以下のいわゆる小規模福祉事務所が全国の福祉事務所の約四割を占める状況にあり、これら福祉事務所においては、毎年の人事異動により大半が経験の浅い職員となることに加え、事務処理が現業員任せになる等、生活保護制度の運営に何らかの問題を生じかねない現状にある。

ついでには、個々の職員の職務能力の向上に加え、組織的な業務運営を確保するための具体的な方策について指導するとともに、本庁による実務中心の研修会の開催や巡回指導を行う等、適切な指導を行うこと。

四 不祥事の発生防止について

近時、福祉事務所職員が保護費を着服する不祥事が発生しているが、このようなことは、生活保護制度そのものや福祉事務所に対する信用を著しく失墜させるもので

あり、あつてはならないことである。

ついでには、従前にも増して、次の点に留意の上、管内福祉事務所に対して研修、指導監査等を通じて必要な指導を徹底し、不祥事発生の未然防止に万全を期されたい。

(1) 保護の開始、変更、一時扶助等の臨時的経費の支出及び費用の返還・徴収等の決定に伴う審査及び点検は不正を未然に防止する仕組みとし、内部相互けん制機能が十分發揮されるよう組織機構上の審査体制を確立すること。

(2) 保護金品の支給、返還金の徴収等金銭の出納に関わる事務処理は、現業部門と区分し、庶務係又は経理係が行うこととし、現業員等は「一切現金を扱わないこと」を徹底すること。

(3) 経理状況の点検（金銭の取扱いが複数の職員によりチェックされる体制の確立等を含め定期又は随時に行う関係帳簿との照合等）を自主的内部点検として

実施すること。

(4) 査察指導員が個別ケースを直接担当しないこと。

(5) 各福祉事務所において、所内の研修・会議等を通じ不祥事発生の防止について意識の喚起に努めること。

五 指定医療機関に対する指導及び検査について

指定医療機関に対する個別指導及び検査に当たっては、知事決定や管内福祉事務所に対する指導監査等を通じて把握した医療扶助運営上の問題点、指定医療機関ごとの医療給付等の傾向等を踏まえ、「別紙2」「都道府県・指定都市・中核市が行う指定医療機関に対する個別指導の主眼事項及び着眼点」に基づき実施すること。

なお、近年、指定医療機関による診療報酬の不正請求等が発生しているため、不正又は不当な診療報酬の請求を行った医療機関に対しては、厳正に対処する等医療扶助の一層の適正実施に努めるとし

もに、指導の強化を図るため、医療保険等各制度との連携を図り、不正請求等の疑いに関する情報交換や状況に応じて合同による指導及び検査を実施すること。

六 指定介護機関に対する指導及び検査について

指定介護機関に対する個別指導及び検査に当たっては、管内福祉事務所に対する指導監査等を通じて把握した介護扶助運営上の問題点、指定介護機関ごとの介護給付等の傾向等を踏まえ、「別紙3」「都道府県・指定都市・中核市が行う指定介護機関に対する個別指導の主眼事項及び着眼点」に基づき実施すること。

〔別紙1〕生活保護法施行事務監査事項

主眼事項	着眼点
<p>1 保護の適正実施の推進</p> <p>(1) 保護の相談、申請、開始段階における助言指導及び調査の徹底</p>	<p>1 面接相談時における適切な対応と事務処理</p> <p>(1) 保護の受給要件等制度の趣旨は、要保護者に正しく理解されるよう十分説明され、相談内容に応じた懇切丁寧な対応が行われているか。</p> <p>(2) 保護の開始時に「保護のしおり」の配布等により、法律に定める権利、義務の周知徹底は図られているか。</p> <p>(3) 生活歴、職歴、病歴、家庭環境、地域との関係等は的確に把握されているか。</p> <p>(4) 他法他施策活用についての助言、指導は、適切に行われているか。</p> <p>(5) 生活困窮者に関する情報が福祉事務所の窓口につながるよう生活保護制度の周知や民生委員、各種相談員との連携、保健福祉関係部局及び水道、電気の事業所等との連絡・連携体制がとられているか。</p> <p>(6) 相談内容、指導結果が面接記録票等に記録され、所長等幹部職員まで決裁されているか。</p> <p>(7) 保護申請書の処理及び保護金品の支給は迅速に行われているか。</p> <p>2 保護開始時における調査の徹底</p> <p>ア 資産等の把握状況</p> <p>イ 保護の申請書、資産申告書（不動産、預貯金、生命保険、自動車等）及び収入申告書（稼働収入、年金等）の内容は、学証資料等に基づき十分審査されているか。</p> <p>また、生活圏内の関係先（金融機関、保険会社、社会保険事務所等）調査等によって十分に検証・確認されているか。</p> <p>保護申請前に転居してきた者については、前居住地</p>

の關係先照会等が行われているか。
イ 受給要件を確認するための調査に必要な同意書が適切に徴取されているか。

ウ 法第六十三条を適用し、保護を開始した場合は、文書により本人に周知されているか。

(2) 病状把握の状況

病状等が的確に把握されているか。また、必要に応じ検診命令等が活用されているか。

(3) 介護保険利用の把握状況

要介護又は要支援の状態にあると考えられる要保護者について介護保険による介護サービスの受給状況の確認や要介護認定申請に係る助言及び指導が行われているか。

(4) 扶養義務履行の指導状況

ア 扶養義務者（特に生別母子世帯の前夫及び転出した子）の居所、世帯構成、職業等の生活実態及び収入、資産等を把握するための扶養能力調査は行われているか。
また、居所が不明な場合には、官公署等への照会に基づき、所在の確認が行われているか。

イ 扶養義務者が管内又は近隣の市町村に居住しており、ある程度の扶養が期待できるときには、実地に調査されているか。

ウ 扶養義務照会に対して未回答となっているケースの処理は適切に行われているか。

エ 扶養能力調査の結果を踏まえ、必要に応じ、家庭裁判所への調停又は審判の申立てについての指導は行われているか。

オ 別世帯において健康保険等の被扶養者、税法上の扶養控除対象親族、給与の扶養手当等の対象者等として認定されている者に対して、必要な扶養援助が行われているか。

(1) 3 関係機関等との連携
関係部局、民生委員、保健所、身体障害者更生相談所

(2) 保護受給

中における指導援助の推進

ア 権利、義務の周知徹底及び資産、収入の把握

児童相談所、公共職業安定所、医療機関、介護機関等との連携が円滑に行われているか。
(2) 郡部福祉事務所においては、高齢者及び身体障害者等の処遇について町村との連携は十分図られているか。

1 権利、義務の周知徹底

被保護者の権利、義務について、「保護のしおり」等により、適時適切な指導が行われているか。

また、世帯構成、収入等の変動に伴う届出義務の周知徹底が図られているか。

2 資産及び収入の把握

(1) 資産の把握
ア 資産（不動産、預貯金、生命保険等）の申告内容は、関係先調査等により的確に確認されているか。

また、資産の申告内容に変化はないか。
特に、処分価値が大きいと認められる不動産については、評価替えの時点に併せて評価額が的確に把握されているか。

イ 資産活用についての指導又は指示は適切に行われているか。

(2) 稼働収入の把握

ア 収入申告書は、定期的に徴取されているか。

その際、給与証明書等学証資料は添付されているか。
イ 収入申告書及び給与明細書等学証資料の内容審査稼働日数、給与額等は、適切に行われているか。また、必要に応じて事業主等の関係先調査は行われているか。

(3) 稼働収入以外（年金、保険金、補償金、仕送り等）の収入の把握
ア 収入申告書は適切に徴取されているか。

イ 年金、保険金等の受給資格の有無及び受給金額は、

イ ケースの実態に即した処遇方針の樹立と計画的な訪問調査活動等の推進

- 社会保険事務所、保険会社等の関係先調査等により確認されているか。
- また、通算老齢年金を受給している場合、通算の対象となった他の年金の受給状況は的確に把握されているか。
- ウ 仕送り額等は、的確に把握されているか。
- (4) 年金等の受給資格の確認
一定の年齢に達した者について、老齢基礎年金等の受給資格について確認されているか。
また、一定の障害の状態にある者について、障害基礎年金等の受給資格について確認されているか。
- (5) 扶養能力調査の実施
扶養義務者に対する扶養能力調査は、被保護世帯との関係の深淺、過去の状況等を勘案の上、必要な者については適宜見直しを行う等、適切に実施されているか。
- 1 処遇方針の設定
(1) 処遇方針は、訪問調査活動や病状把握等の結果により把握された実態を踏まえ、かつ十分に評価検討された上で立てられているか。
また、多様なニーズを抱える高齢者世帯等の処遇方針は、個々のケースの実態及び介護保険制度等による介護サービスの活用等を踏まえた適切なものとなっているか。
(2) 処遇困難なケース等については、関係機関とも連携の上、ケース診断会議等で組織的に検討されているか。
(3) 処遇方針は、ケースの実態の変化に即して適切に見直しがなされているか。
(4) 処遇方針が、ケース記録に明記されているか。
(5) 訪問格付の設定
訪問格付基準は、ケースの実態、訪問調査活動の必要性に即して適切に策定されているか。
また、訪問格付基準の設定に当たっては、稼働能力の活用を図る必要がある者、多様なニーズを抱える高齢者等に着目し、当該世帯への指導援助の必要性が勘案され

(3) 稼働年齢層のいるケースに対する指導援助の推進

- たものとなっているか。
- (2) 個別のケースに対する訪問格付は、ケースの実態、訪問調査活動の必要性に応じて適切なものとなっているか。
また、ケースの実態の変化に応じて適時適切な見直しが行われているか。
- 3 訪問調査活動の状況
(1) 訪問は、訪問格付基準を踏まえるとともに、ケースの状況変化を考慮し、訪問計画を策定する等計画的に実施されているか。
特に、長期間未訪問又は計画に比べ実施回数が少ないケースはないか。
(2) 目的をもって訪問調査活動を行っているか。
また、多様なニーズを抱える高齢者世帯等に対しては、介護保険制度等による介護サービスの活用等必要な指導援助が行われているか。
(3) 世帯主のみならず、必要に応じて世帯員と面接を行い、適切な指導援助が行われているか。
(4) 面接すべき者の不在が続く等の場合には、訪問方法を工夫する等適切な対応措置がとられているか。
また、民生委員、親族等からも、生活状況等の聴取を行う等、不在理由を確認し、家庭内面接を行うよう努力しているか。
(5) 長期にわたって来所による面接が続き訪問調査活動が行われていないケースはないか。
(6) 訪問調査結果は、査察指導員等に速やかに報告されているか。
また、早期にケース記録に明確に記録され、その都度決裁されているか。
- 1 就労阻害要因の把握
(1) 就労阻害要因が的確に把握され、就労意欲の助長、生活習慣の形成等、必要な指導援助が適切に行われているか。
(2) 傷病を理由に就労していない者の傷病の程度、就労の

可否等については、レセプト点検、主治医訪問、嘱託医協議、必要に応じ検診命令等によりの確に把握されているか。

また、検診命令に従わない場合には、保護の停・廃止等の措置が適切に行われているか。

(3) 育児中の母親に対する就労指導は、地域における保育所の設置状況、入所条件等が勘案され、適切に行われているか。

2 自立助長の指導状況

(1) 稼働能力の活用等自立を助長するための指導援助は、自立更生計画書、求職活動状況報告書の提出等の指導により積極的に行われているか。

(2) 自立援助のため、公共職業安定所等関係機関との組織的連携は十分行われているか。

また、求人情報等の収集提供、必要に応じた公共職業安定所等への同行訪問等の援助が行われているか。

(3) 自立援助のための各種貸付制度等他法他施策の活用についての指導が適切に行われているか。

(4) 稼働能力の活用についての指導指示は、必要に応じ、文書指示により徹底されているか。

また、指導指示に従わない場合には、保護の停・廃止等の措置は適切に行われているか。

(5) 稼働能力及び地域の賃金水準等からみて、就労日数、時間、収入等が少ない者に対し、勤務先調査又は課税状況の調査が行われているか。

また、転職を含む増収指導が行われているか。

3 自立助長ケースの選定

自立助長選定ケースは、稼働能力の活用を指導する必要があるケースについて組織的に評価検討の上選定し、自立に向けた積極的かつ重点的な指導援助が行われているか。

(4) 不正受給防止対策等の推進

1 収入申告内容の確認等の状況

(1) 収入申告内容に疑義がある場合は、説明を求めているか。また、必要に応じて勤務先等関係先調査を適切に行っているか。

(2) 毎年、課税状況調査等の全ケース一斉点検を行う等、福祉事務所として、できる限りの努力が行われているか。

(3) 再三にわたる収入申告書の提出の指示に対して、正当な理由もなく従わない場合は、文書指示等の措置が行われているか。

2 不正受給ケースに対する措置

不正受給については、法第七十八条により厳正に措置されているか。

また、悪質なケースについては、告発等が行われているか。

3 不正受給等の原因分析及び再発防止対策

(1) 不正受給等の未然防止を図り、適切な指導援助を行う観点から、法第六十三条及び法第七十八条適用ケースの発生原因が十分に把握、分析されているか。特に、定期的な訪問調査活動や関係先調査等による世帯の実態把握に問題がないか等、福祉事務所として取り組むべき問題点の有無が検討されているか。

(2) 福祉事務所として取り組むべき問題がある場合、再発防止対策等の適切な対応がとられているか。

2 要援護世帯に対する指導援助の充実

指導援助の充実

1 個別具体的な指導援助の充実

(1) 高齢者、傷病・障害者世帯に対する指導援助の状況

ア 要援護世帯のニーズに応じ、各種保健福祉施策等の活用は図られているか。

3 医療扶助
の適正運営
の確保

- (1) 1 医療扶助受給者に対する指導援助の状況
被保護者の病状は、レセプト点検、主治医訪問、嘱託医協議等によりの確に把握され、その結果に基づき就労
 - (イ) 高齢者等がある世帯について介護保険制度等による介護サービスの活用が図られているか。
 - (ロ) 傷病、障害者世帯について、ホームヘルプサービス事業、デイサービス事業及び社会福祉施設等の活用は図られているか。
 - イ 年金等の受給の可否等について検討し、関係機関に對して協力を求めているか。
 - ウ 高齢者、障害者等がある世帯について、必要な生活環境等の整備のための制度の活用が図られているか。
 - エ 扶養義務者に対して、ケースとの日常の交流等についての協力依頼は行われているか。
- (2) 母子世帯に対する指導援助の状況
 - ア 母親の養育態度、子供の就学状況等に問題のある世帯に対し、適切な指導援助が行われているか。
 - イ 子供の進路について、学校等関係機関との連携を図り、適切な指導援助が行われているか。
 - ウ 児童扶養手当等他法他施策の活用についての指導は、適切に行われているか。
- (3) 要援護世帯の処遇充実のための関係機関との連携及び社会資源等の活用状況
 - ア 関係部局との情報交換、連絡調整等は緊密に行われているか。
 - イ 民生委員、保健所、各種相談員、医療機関、介護機関、学校等関係機関との連携、近隣住民との協力等による支援体制等幅広い社会資源の活用が行われているか。
 - また、必要に応じ、関係者にケースへの同行訪問を要請しているか。

- (2) 指導、療養指導等が適切に行われているか。
- (2) 長期入院患者、長期外来患者の実態を把握し、必要な指導援助は行われているか。
 - 特に、社会的入院を余儀なくされている入院患者について、介護施設や介護サービスを受けての在宅生活への移行が図られるよう必要な指導援助は行われているか。
- (3) 医療機関の選定は、真に止むを得ない場合を除き、患者の居住地に近い医療機関となっているか。
- (4) 同一疾病で、複数の医療機関で受診する重複受診の確認、審査は行われているか。その結果を踏まえ、適正な受診指導が行われているか。
- 2 レセプトの点検、活用状況
 - (1) レセプトは、個別ケースごとに直近六か月程度は編綴され、療養指導等常時活用できる状態となっているか。また、病状の把握、療養指導等に際し、ケースワーカー、査察指導員、嘱託医等により適時レセプトが活用されているか。
 - (2) 医療費の適正な支出のため、縦覧点検等レセプト点検が実施され、過誤調整等は適切に行われているか。
 - (3) レセプト点検に当たり、診療日数、診療内容、診療点数等に疑義が生じた場合には、嘱託医への協議又は本庁に對し技術的助言を求めているか。
- 3 移送給付等との状況
 - (4) 医療券交付処理簿とレセプトの照合が行われているか。
 - 移送給付等の状況
 - ア 移送給付は、申請に基づき行われているか。また、通院証明書、レセプト等により事実確認は行われているか。
 - イ 移送手段は、最も経済的な方法で行われているか。なお、タクシーを使用する場合は、医師の診断に基づき、歩行困難と認められた者等、真に止むを得ない者に限って行われているか。
 - ウ 移送給付は、現物給付を原則として行われているか。

4 介護扶助
の適正運営
の確保

- (2) 入院患者日用品費等給付
入院患者日用品費及び年金等の累積金は把握され、加算等の調整が適切に行われているか。
- (3) 施術、治療材料給付
あん摩、マッサージ等の施術、眼鏡等治療材料の給付は事前に申請させ、適切に行われているか。
- 4 嘱託医等の配置及び活動状況
(1) 嘱託医が週一回程度の所内勤務を行う等、医師による専門的判断を得られる体制が確保されているか。
(2) 医療扶助の要否及びケース処遇に当たって、嘱託医等の専門的かつ技術的意見が聴取されているか。
(3) ケースワーカー等の医学知識の研修に当たって、嘱託医等が効果的に活用されているか。
- 5 本庁への技術的助言の要請状況
医療の給付の要否、処遇方針の決定に当たっては、医学的見地からみて疑義のあるものについて本庁に対し技術的助言を求めているか。
- 6 他法他施策の活用及び関係機関との連携の状況
(1) 医療扶助の決定に当たり、社会保険等他法が適用されるものであるか否かについて確認がされているか。
(2) 患者の病状等に応じ、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「精神保健福祉法」という）、結核予防法等の活用について、保健所等関係機関との連携が十分図られているか。
特に次の点について、関係機関と連携が図られ、確認がされているか。
ア 精神科受診ケースについて、精神障害者保健福祉手帳申請の可否についての検討が行われているか。
イ 精神科の通院について、精神保健福祉法第三十二条の適用について検討が行われているか。

5 福祉事務
所における
入所措置等
の適正実施
の確保

- 1 介護扶助受給者等に対する指導援助の状況
(1) 要介護又は要援護の状態にあると考えられる者については、レセプト点検、主治医訪問、嘱託医協議等により、要介護認定申請が行われるよう指導がなされているか。
(2) 要介護認定が行われた場合は、要介護度等を踏まえた介護サービスの内容及び把握され、また、それに基づき指導援助がなされているか。
(3) 利用する介護機関は、真に止むを得ない場合を除き、当該介護機関の通常の事業実施地域内に要介護者等の居住地があるものが、選定されているか。
- 2 介護給付費の点検等
介護券交付処理簿と介護給付費公費受給者別一覧表の照合が適切に行われているか。
- 3 福祉用具及び住宅改修の給付状況
(1) 介護扶助受給者に対して、福祉用具の購入費及び住宅改修費の全額を支給した場合に、領収書等により保険給付等の申請がなされるよう指導されているか。
(2) 保険者による償還金が支給された場合には、適切に法第六十三条適用がなされているか。
- 4 介護施設入所者基本生活費等給付
介護施設入所者基本生活費及び年金等の累積金は把握され、加算等の調整が適切に行われているか。
- 5 本庁への技術的助言の要請状況
介護扶助の給付の要否に当たって疑義のあるものについて本庁に対し技術的助言を求めているか。
- 6 他法他施策の活用及び関係機関との連携の状況
介護扶助の決定に当たっては、障害保健福祉関係部局等関係機関との連携が図られているか。

(1) 適正な入所措置事務等の確保

- 1 適正な入所措置事務は、確保されているか。
- (1) 措置台帳等諸帳簿は整備され、適正に入所措置事務が行われているか。
- (2) 入所措置について、より必要性の高い者を優先して措置されているか。
- 2 入所措置後の援助は、適正に行われているか。
- (1) 入所措置後の継続の要否について見直しが行われているか。
- また、措置変更事由が生じた場合の措置換えは適正に行われているか。
- (2) 入所措置後、年一回以上は訪問調査を行い、更生状況等の確認が適切に行われているか。
- また、その状況は記録として残されているか。
- (3) 死亡等による入所措置解除については、速やかにその手続きが行われているか。
- また、遺留金品の処分については、関係職員立会いのもとに適切に行われているか。
- 入所者本人支払額の決定事務は適正に行われているか。

(2) 適正な保護の決定事務の確保

- 1 理事者等の現状認識
- (1) 理事者及び所長等は、管内の保護動向、地域の実施体制及び前年度指導監査結果等を踏まえ、福祉事務所の抱えている問題点を十分掌握しているか。
- (2) 理事者及び所長等は、福祉事務所の抱えている特別な問題点等の要因の分析を行い、具体的な改善計画の策定等、その対応措置を講じているか。
- (3) 所長等幹部職員は、個別ケースの問題から福祉事務所全体として取り組むべき問題について把握し、その対応策を講じているか。

6 組織的な運営管理の推進

- 1 理事者等の現状認識
- (1) 理事者及び所長等は、管内の保護動向、地域の実施体制及び前年度指導監査結果等を踏まえ、福祉事務所の抱えている問題点を十分掌握しているか。
- (2) 理事者及び所長等は、福祉事務所の抱えている特別な問題点等の要因の分析を行い、具体的な改善計画の策定等、その対応措置を講じているか。
- (3) 所長等幹部職員は、個別ケースの問題から福祉事務所全体として取り組むべき問題について把握し、その対応策を講じているか。

ア 開始・廃止ケースの状況、並びに問題を抱える開始・廃止ケースの有無について把握し、福祉事務所全体として取り組むべき問題の有無を把握しているか。

- イ 法第六十三条及び法第七十八条適用ケースの発生原因を分析し、福祉事務所全体として取り組むべき問題の有無を把握しているか。
- ウ その他、特に問題を抱えるケースについて、福祉事務所全体の問題として把握し、取り組んでいるか。
- エ 問題解決のために必要な職員研修を実施し、あるいは、自主的内部点検や適正化対策事業等を実施する等、その対応策を講じているか。
- (4) 理事者及び所長等は、職場環境の改善及び職員の士気高揚に努めているか。
- 2 運営の方針及び事業計画の状況
- (1) 生活保護の運営については、ケースワーカー等関係職員が参画し、本庁が福祉事務所に対して示した指針、当該地域の実情、保護の動向、福祉事務所の抱える問題点及び指導監査結果等を十分踏まえた上で基本的な方針が決められているか。
- また、問題点に対する具体的な改善策が盛り込まれているか。
- (2) 生活保護の運営は、基本的な方針を踏まえ、事業計画を策定する等計画的に行われているか。
- また、関係職員に周知されるとともに、進捗状況が定期的に確認され必要な措置がとられているか。
- 3 自主的内部点検及び適正化対策事業の実施及び活用状況
- (1) 当面する課題及び指導監査結果に基づく指導事項又は指示事項を取り入れた自主的内部点検及び適正化対策事業が実施されているか。
- (2) 実施した自主的内部点検及び適正化対策事業の結果を集計するとともに、実施結果について、福祉事務所としての評価がされているか。また、運営方針等に反映されているか。

(2) 査察指導
機能の充実

- (3) 自主的内部点検及び適正化対策事業が実施されているにもかかわらず、指導監査等において、依然として、同じ事項が指摘又は指示を受けている場合、その実施方法の適否について検討されているか。
- (4) 経理事務処理の点検が実施されているか。
- 4 ケース診断会議の活用状況
- (1) 処遇困難ケースの処遇方針を樹立する場合等においては、ケース診断会議を開催する等必要に応じ速やかに組織的判断を行っているか。
- また、所長等幹部職員が参画しているか。
- (2) ケース診断会議等の検討結果は記録されているか。
- また、その結果等を踏まえ具体的な取組が行われているか。
- 1 現業活動の掌握体制の確保
- 訪問計画の策定等計画的な訪問のための取組や訪問調査活動の実施について査察指導員が把握でき、かつ必要な指示・助言ができる体制が確保されているか。また、必要に応じ個々のケースを掌握するための査察指導台帳が作成されているか。
- 2 訪問の進捗管理等
- (1) ケースの実態に即した処遇方針の樹立、訪問計画の策定等、訪問調査活動の実施についての助言、指導は適切になされているか。
- また、ケースの実態の変化に応じて、その見直しに対する助言、指導が適切に行われているか。
- (2) 長期間未訪問ケース等について、ケーススワーカーに対して必要な指導が行われているか。
- 3 ケース審査及び助言、指導
- (1) ケースの処遇内容について、ケーススワーカーに必要な助言、指導が適切に行われているか。
- 特に、新任のケーススワーカーに対し、実務指導、接遇等について特別な配慮がなされているか。
- (2) ケーススワーカーに助言、指導した事項、その経過及び

(3) 実施体制
の確保

- 結果について、査察指導台帳に記録される等、何らかの形で記録されているか。
- (3) ケーススワーカーに助言、指導した事項についての進捗管理は適切になされているか。
- 4 処遇困難ケースへの対応
- (1) 処遇困難ケースについては、査察指導員が同行訪問を行う等により、その実態を把握し、適切な処遇を行うよう指導しているか。
- (2) 必要に応じ、関係者にケース診断会議等への参加又はケースへの同行訪問を要請しているか。
- (3) 関係機関等との連携が、組織的に確保されているか。
- 1 職員の配置状況
- (1) 査察指導員、ケーススワーカーが不足して事務処理に支障を来していないか。
- (2) 査察指導員は原則として生活保護業務経験者等で、適切な助言、指導ができる者となっているか。
- (3) ケーススワーカーの大半が異動すること等によってケースの処遇、事務処理等に支障を来していないか。
- ケーススワーカー等が社会福祉主事資格を有していない場合は、資格取得についての配慮が行われているか。
- (4) 査察指導員、ケーススワーカーが生活保護以外の業務を兼務している場合、支障を来していないか。また、査察指導員がケースを直接担当していることはないか。
- 2 面接相談体制の状況
- 専任面接相談員の配置や、査察指導員とケーススワーカーの複数面接制の採用等面接相談体制が確立されているか。
- 3 経理事務の処理状況
- (1) 保護金品の支給手続・返還金の返納手続等は、関係法令等に照らし適切なものとなっているか。
- 特に、金品等の授受に当たっては、ケーススワーカー等が現金を取り扱っていないか。
- (2) 保護金品の支給については、定期的又は随時に関係帳

7 福祉事務所の実情に応じた重点的な指導の徹底

- (3) 簿との照合、点検を行っているか。
- (3) 法第六十三条による返還額の決定に当たり、その一部又は全部の返還を免除する場合は、個別の必要性が十分検討されているか。
- また、その内容は筆証資料等により明確にされているか。
- (4) 法第六十三条による返還金及び法第七十七条又は法第七十八条による徴収金の債権管理は適切に行われているか。
- また、未収について、国庫負担金との調定は適切に行われているか。
- 4 ケース記録等事務処理の管理状況
- (1) ケース記録等個人的事情に係る情報資料については、秘密が厳守されるよう慎重な配慮のもとに取り扱われているか。
- (2) 関係先照会等にかかる決裁文書等の処理について、内容審査、点検等の管理が適正に行われているか。
- 1 福祉事務所の実情に応じた取組状況
- (1) 福祉事務所において、それぞれ保護動向について分析を行う等により、実情に応じた具体的な対応策が講じられているか。
- (2) 地域の特性から問題点が認められる福祉事務所においては、その根本的な要因等の分析を十分に行う等により、問題点に対する対応策等が計画的に講じられているか。
- (3) 前年度監査結果による指摘事項について福祉事務所は、その原因についての分析を行い、具体的な改善策が講じられているか。
- (4) 特に小規模な福祉事務所において、保護の適正運営が

- 組織的かつ継続的に確保される体制が取られているか。
- また、実務を中心とした研修やケース事例の研究協議会等、実施水準の維持向上のための努力がされているか。
- 2 暴力団関係者ケースに対する調査、指導の状況
 - (1) 暴力団関係者ケースについては、警察署等関係機関への照会により的確に把握されているか。
 - (2) 資産、収入、生活歴、現在の生活実態（病状、稼働状況等）は、的確に把握されているか。
 - (3) ケース診断会議等で受給要件の厳格な審査と指導方針が明確にされ、組織的に取り組まれているか。
 - また、受給要件は常時見直されているか。
 - (4) 自立更生計画書は必要に応じ徴取されているか。
 - (5) 警察署等関係機関とは常時連携できる体制が確保されているか。
 - なお、暴力行為等があった場合は、速やかに警察署へ通報する等の措置が行われているか。
 - (6) 保護の開始決定後、本庁への情報提供が速やかに行われているか。
 - 3 自動車保有ケースに対する調査、指導の状況
 - (1) 自動車の保有状況が、必要に応じて陸運支局等の関係先調査等により的確に把握され、保有要件の審査が適切に行われているか。
 - なお、保有容認に当たっては、任意保険の加入についても検討されているか。
 - (2) 保有を認めた場合においては、適宜保有要件の検証が適切に行われているか。
 - (3) 保有が認められない場合の指導指示は、必要に応じ、文書指示により徹底されているか。
 - また、指導指示に従わない場合には、保護の停・廃止等の措置は適切に行われているか。
 - (4) 処分が行われるまでの間の使用禁止の指導は、適切に行われているか。

「別紙2」都道府県・指定都市・中核市が行う指定医療機関に
対する個別指導の主眼事項及び着眼点

主眼事項	着 眼 点
<p>医療扶助受給者に対する適切な処遇の確保</p>	<p>1 医療扶助に対する理解の状況</p> <p>(1) 生活保護制度の趣旨及び医療扶助に関する事務取扱いが十分理解されているか。</p> <p>(2) 診療報酬の請求は適切に行われているか。</p> <p>(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「精神保健福祉法」という）等他法の取り扱いについて配慮されているか。</p> <p>特に、精神保健福祉法第三十二条適用について理解されているか。また、長期入院患者等に対する精神障害者保健福祉手帳の取得等について配慮されているか。</p> <p>2 医療扶助受給者に対する適切な処遇確保の状況</p> <p>(1) 福祉事務所との協力は、円滑に行われているか。</p> <p>(2) 医師、看護婦等医療従事者は、確保されているか。</p> <p>(3) 診療録の記載及び保存は、適切に行われているか。</p> <p>(4) 診療内容からみて、医療要否意見書は適切に記載されているか。</p> <p>(5) 長期入院、長期外来患者に対する療養指導は、適切に行われているか。</p> <p>(6) 入院患者日用品費等の取り扱いは、適切に行われているか。</p> <p>特に、精神病院に対しては、本来病院において用意し負担すべき内容の経費について入院患者日用品費から支出するようなことはしていないか。</p> <p>また、原則として個人ごとに口座を設けて管理し、その収支状況についても個人ごとに整理把握されているか。</p>

「別紙3」都道府県・指定都市・中核市が行う指定介護機関に
対する個別指導の主眼事項及び着眼点

主眼事項	着 眼 点
<p>介護扶助受給者に対する適切な処遇の確保</p>	<p>1 介護扶助に対する理解の状況</p> <p>(1) 生活保護制度の趣旨及び介護扶助に関する事務取扱いが十分理解されているか。</p> <p>(2) 報酬請求は適切に行われているか。</p> <p>また、報酬請求に係る帳簿及び書類の記載及び保管は、適切に行われているか。</p> <p>(3) 身体障害者福祉法等他法の取扱いについて配慮されているか。</p> <p>特に、四十歳以上六十五歳未満の介護保険法施行令（平成十年政令第四百二十二号）第二条各号の特定疾病により要介護又は要支援の状態である医療保険に未加入である者（以下「被保険者以外の者」という。）について、身体障害者福祉法等他法が介護扶助に優先して活用されているか。</p> <p>2 介護扶助受給者に対する適切な処遇確保の状況</p> <p>(1) 福祉事務所との協力は、円滑に行われているか。</p> <p>(2) ホームヘルパー等介護従事者は、確保されているか。</p> <p>(3) 要介護者に関する介護記録及び報酬請求に係る帳簿及び書類の記載及び保管は、適切に行われているか。</p> <p>(4) 特別な居室、療養室等の提供が行われていないか。</p> <p>(5) 特定施設入所者生活介護、痴呆対応型共同生活介護を行う事業者については、入居にかかる利用料が住宅扶助により入居できる額であるか。</p> <p>(6) 居宅介護支援計画（ケアプラン）において、生活保護法による指定を受けていない居宅介護サービス事業者を用いていないか。</p> <p>(7) 介護施設入所者基本生活費の取扱いは、適切に行われ</p>

ているか。
特に、本来施設において負担すべき内容（おむつ代及びおむつ洗濯代等）の経費について介護施設入所者基本生活費から支出するようなことはしていないか。
また、原則として個人ごとに口座を設けて管理し、その収支状況についても個人ごとに整理把握されているか。

保護施設に係る指導監査方針

平成十三年度の保護施設の指導監査については、本年三月二日及び三月五日に開催された生活保護関係全国係長会議、社会・援護局主管課長会議においてその概要を示すとともに、「生活保護法による保護施設に対する指導監査について」（平成十二年十月二十五日社援第二千三百九十五号厚生省社会・援護局長通知）をもって具体的な取扱を示したところであるが、その内容は以下のとおりである。

なお、保護施設の指導監査については、「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」（平成十一年法律第八十七号）

により法定受託事務として位置づけられており、この通知については、地方自治法第二百四十五条の九に定める処理基準として、既に地方分権委員会において承認を受けているものである。

一 指導監査体制等の充実

保護施設の指導監査に当たっては、他の社会福祉監査との連携を保ちつつ指導監査体制を整備し、適正な法人・施設運営が確保されるよう計画的に指導監査を実施すること。

二 保護施設等に対する指導監査の実施

(1) 入所者処遇に重点をおいた指導監査の実施

施設運営の基本は、入所者に対する適切な処遇を確保することにあるので、①ハンディキャップに対応した処遇が確保されているかどうか、②入所者個々の人権に配慮した運営がなされているかどうか、③入所者からの苦情処理に適切に対応しているかどうかに重点をおいた指導監査を実施するとともに、入所者の自立、自活等への援助に向けた取り組みが一層図られるよう指導すること。

(2) 必要な職員の確保と職員処遇の充実

職員の処遇については、適切な給与水準の確保を図るとともに、労働時間の短縮等労働条件の改善、研修等職員の資質向上及び福利厚生等の士気高揚策の充実に努め、有用な人材の確保及びその定着化を指導すること。

(3) 社会福祉法人及び施設の適正な運営管理体制の確立

法人運営の中核となる理事会の

適正運営及び監事機能の充実に図るとともに、施設における経理事務に関する内部牽制体制の確立等について指導すること。

三 厚生労働省が行う指導監査

厚生労働省の地方支分部局として地方厚生局（7局1支局1支所）が設置されたことに伴い、都道府県、指定都市及び中核市の設置する保護施設の指導監査は、当該都道府県・指定都市・中核市を管轄する地方厚生局において実施することとされたところである。

厚生労働本省と地方厚生局の役割分担は次のとおりである。

(1) 厚生労働省

ア 指導監査要綱（処理基準）の制定及び改廃

イ 指導監査に係る関係資料の様式の策定及び改廃

- ・ 都道府県・指定都市・中核市本庁関係資料

- ・ 指導監査実施施設事前提出資料

- ・ 保護施設監査実施状況報告

(2) 地方厚生局

ア 指導監査の実施通知

管轄する地方厚生局から発出する。

イ 指導監査の実施

管轄する地方厚生局が、都道府県・指定都市・中核市の指導及び講評を行う。

ウ 指導監査の結果通知

管轄する地方厚生局から発出する。

エ 都道府県・指定都市・中核市からの改善報告

管轄する地方厚生局へ報告する。

オ 保護施設等監査実施状況報告書の提出

都道府県、指定都市及び中核市が実施した監査結果については、管轄する地方厚生局へ提出する。

《生活保護法

保護施設指導監査要綱》

一 指導監査の目的

保護施設に対する指導監査は、生活保護法第44条第1項の規定に基づき、関係法令、通知による事業運営、施設運営についての指導事項について監査を行うとともに、運営全般について助言、一般監査指導を行うことにより、適正な事業運営及び施設運営を図るものであること。

二 指導監査方法等

(1) 指導監査は、「一般監査」と「特別監査」とし、別紙「保護施設指導監査事項」に基づき、関係書類を閲覧し関係者からの聴取により行い、効果的な指導監査の実施に努めること
ア 一般監査
一般監査は、原則として全ての保護施設に対し、年一回実地監査を行うなど、計画的に実施すること。ただし、前年度にお

ける実地監査の結果、適正な施設運営が概ね確保されていると認められる施設については、実地監査を二年に一回として差し支えないこと。この場合、実地監査を行わない年には、書面監査を実施すること。

イ 特別監査

特別監査は、次のいずれかに該当する場合に行うものとし、改善が図られるまで重点的かつ継続的に特別監査を実施すること。
(ア) 事業運営及び施設運営に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき
(イ) 最低基準に違反があると疑うに足りる理由があるとき
(ウ) 指導監査における問題点の是正改善がみられないとき
(エ) 正当な理由がなく、一般監査を拒否したとき

(2) 指導監査計画等

ア 一般監査
保護施設に対する一般監査の

実施に当たっては、監査方針、実施時期及び具体的方法等について実施計画を策定するなど、計画的に実施すること。

なお、実施計画を策定するなど、指導監査の実施につき検討する場合には、前年度の指導監査の結果等を勘案して当該年度の重点事項を定め、その効果的実施について十分留意すること。
イ 特別監査
特別監査は、不正又は著しい不当、最低基準違反等の問題を有する保護施設を対象として随時実施すること。

(3) 指導監査の実施通知

都道府県、指定都市及び中核市は、指導監査の対象となる保護施設を決定したときは、あらかじめ次に掲げる事項を文書により、当該保護施設に通知するものとする。
ア 指導監査の根拠規定
イ 指導監査の日時及び場所
ウ 監査吏員
エ 準備すべき書類等

三 指導監査後の措置

遣してその改善状況を確認すること。

(1) 指導監査結果の通知等

指導監査の終了後は、施設長等関係職員の出席を求め、指導監査の結果及び改善を要すると認められた事項について講評及び指示を行うものとし、後日文書によって指導の通知を行うものとする。

(3) 改善命令等

上記(1)の指導監査通知の事項について、改善措置が講じられない場合は、個々の内容に応じ、生活保護法第45条の規定に基づき改善命令等所要の措置を講ずること。

(2) 改善報告書の提出

文書で指示した事項については、期限を付して具体的改善措置状況を示す資料の提出を求めること。

四 指導監査結果の報告等

都道府県、指定都市及び中核市が実施した各年度の監査結果については、別に定める様式によりこれを提出すること。

〔別紙〕保護施設指導監査事項

主眼事項	着 眼 点
<p>第1. 適切な入所者処遇の確保</p> <p>1. 入所者処遇の充実</p>	<p>施設の処遇について、個人の尊厳の保持を旨とし、入所者の意向、希望等を尊重するよう配慮がなされているか。施設の管理の都合により、入所者の生活を不当に制限していないか。</p> <p>(1) 処遇計画は、適切に策定されているか。</p> <p>ア 処遇計画は、日常生活動作能力、心理状態、家族関係及び所内生活態度等についての定期的調査結果及び入所者本人等の希望に基づいて策定されているか。</p> <p>また、処遇計画は、入所後、適切な時期に、ケース会議の検討結果等を踏まえた上で策定され、必要に応</p>

じて見直しが行われているか。

イ 処遇計画は医師、理学療法士等の専門的なアドバイザーを得て策定され、かつその実践に努めているか。

ウ 処遇方針に基づいた処遇が実践されているか。

エ 入所者の処遇記録等は整備されているか。

オ ケース処遇の進行管理は適切に行われているか。

(2) 機能訓練は、必要な者に対して適切に行われているか。

ア 機能低下を防止するために保護施設の個別リハビリ計画が策定されているか。

イ 車いす、歩行器等は、必要な台数が確保されているか。

(3) 適切な給食を提供するよう努めているか。

ア 必要な栄養所要量が確保されているか。

イ 嗜好調査、残食(菜)調査、検食等が適切になされ、その結果等を献立に反映するなど、工夫がなされているか。

ウ 検食は、適切な時間になされているか(原則として食事前となっているか)。また、各職種職員の交替により実施されているか。

エ 入所者の身体状態に合わせた調理内容になっているか。

また、入所者の身体状況に応じた食事のための自助具等の活用がなされているか。

オ 新鮮な材料を用いてバランスのとれた食事が提供されているか(安易に缶詰等の加工食品、既製品を用いていないか)。

カ 食事の時間は、家庭生活に近い時間となっているか(特に夕食時間は早くても十七時以降となっているか)。

キ 食事は適温で食べられるような配慮がなされているか。

ク 保存食は、一定期間(二週間)適切な方法(冷凍保存)で保管されているか。また、原材料についてもす

べて保存されているか。

ケ 食器類の衛生管理に努めているか。

コ 給食関係者の検便は適切に実施されているか。

(4) 適切な入浴等の確保がなされているか。

ア 入所者の入浴又は清拭（しき）は、一週間に少なくとも二回以上行われているか。特に、入浴日が行事日・祝日等に当たった場合、代替日を設けるなど週二回の入浴等が確保されているか。

イ 入浴に当たつての健康状態のチェックは行われているか。

ウ 身体状態に応じた入浴が行われているか。

エ 自力で入浴可能な者については、入浴時間、入浴回数等の配慮が行われているか。

(5) 入所者の状態に応じた排泄及びおむつ交換が適切に行われているか。

ア 排泄の自立についてその努力がなされているか。トイレ等は入所者の特性に応じた工夫がなされているか。また、換気、保温及び入所者のプライバシーの確保に配慮がなされているか。

イ おむつ使用者に対するおむつ外しのため、ポータブルトイレを使用した介助やトイレ誘導等の働きかけが行われているか。

また、おむつ交換時には、入所者のプライバシーの確保に配慮がなされているか。

ウ 便秘の続いている者に対する浣腸、摘便等が適切に行われているか。

エ おむつ交換時の汚物は速やかに処理されているか。

オ 夜間の排泄介助及びおむつ交換について、十分配慮がなされているか。

(6) 衛生的な被服及び寝具が確保されるよう努めているか。

ア 入所者の被服は、季節、生活サイクルに合った衛生的な物を着用するよう配慮がなされているか。

イ 起床後着替えもせず寝巻きのままとなっていないか。

ウ 入所者の被服の洗濯等は適切に行われているか。

エ シーツ等寝具のリネン交換は適切に行われ、常に清潔なものとなっているか。

(7) 医学的管理は、適切に行われているか。

ア 定期の健康診断、衛生管理及び感染症等に対する対策は適切に行われているか。

イ 施設の種別、入所定員の規模別に応じて、必要な医師、嘱託医がおかれているか（必要な日数、時間が確保されているか）。また、個々の入所者の身体状態・症状等に応じて、医師、嘱託医による必要な医学的管理が行われ、看護婦等への指示が適切に行われているか。

ウ 急病等の場合の緊急連絡体制が整備されているか。

エ 入所者の外部への通院時の介添え、入所者の入院時の付添いについて配慮がなされているか。

(8) レクリエーションの実施等が適切になされているか。

また、入所者や家族からの相談に応じる体制がとられているか。相談に対して適切な助言、援助が行われているか。

ア 入所者の身体状況の変化等について家族への情報提供等の配慮がなされているか。

また、家庭復帰が期待できる者については、実施機関及び家族との連携を図るなど適切に対応されているか。

さらに、家庭復帰後の状況が適切に把握されているか。

イ 家族の面会が長期にわたって行われていない場合、家族に対し、来所についての働きかけが行われているか。

苦情を受け付けるための窓口を設置するなど苦情解決に適切に対応しているか。

(11) 実施機関との連携が図られているか。

ア 入所者の入所、退所の際及び入所者処遇等のために必要な時期に、入所者の心身の状況等について検討を

2. 入所者の生活環境等の確保

行い、その更生の目標、実施方法等を決定し実施し、必要に応じて報告しているか。

イ また、入所者診断会議には、必要に応じて実施機関の職員が参加できる体制が整えられているか。

施設設備等生活環境は、適切に確保されているか。

ア 入所者が安全・快適に生活できる広さ、構造、設備となっているか。

また、障害に応じた配慮がなされているか。

イ 居室等が設備及び運営基準にあつた構造になっているか。

ウ 居室等の清掃、衛生管理、保温、換気、採光及び照明は適切になされているか。

エ 各居室、便所等必要な場所にカーテン等が設置され、入所者のプライバシーが守られるよう配慮がなされているか。

オ 居室、便所等必要な場所にナイスコールが設置され、円滑に作動するか。

カ 衛生設備(特に調理室等)、給水・配水及び汚物処理施設の管理は、適切になされているか。

キ ボイラー、電気設備等の保守点検及び危険物の安全管理は、適切になされているか。

ク 障害を有する入所者のために必要な車いす、歩行器等福祉用具が確保されているか。

(1) 入所者個々の状況等を考慮し、施設種別ごとの特性に応じた自立、自活等への援助が行われているか。

ア 機能を回復し又は機能の減退を防止するための訓練又は作業は、計画が作成され適切に実施されているか。

また、参加促進のための工夫がなされているか。

イ 訓練又は作業の内容、時間は入所者の精神的、身体的状況等を勘案した適正なものとなっているか。

ウ 精神障害者社会復帰対策等関係諸施策の活用が十分

に検討されているか。

エ 疾患に応じて医療機関との長期的な協力関係が確立されているか。

オ 入所者の個別の状況の変化等について、保護の実施機関に随時連絡が行われているか。

カ 通所事業の実施に当たっては、家族、保護の実施機関等関係機関と十分連携が図られているか。

(2) 授産施設関係

ア 入所者に対し、個別的に更生計画と実施方法を決定するため、総合診断会議を開催するなど、組織的検討が行われているか。

イ 入所者の作業能力評価を適切に行い、心理的更生、職業的更生について配慮がなされているか。

ウ 作業設備又は作業分担は、入所者の身体的状況等を勘案したものとなっているか。

エ 作業環境、安全管理は適切に行われているか。

オ 作業の内容、作業時間は入所者の身体的状況等を勘案した適正なものとなっているか。また、必要に応じて授産科目の見直し等が行われているか。

カ 肢切断又は機能障害者に対し、作業能率を高めるための工夫がなされているか。

キ 入所者の作業記録が適正に記録されているか。

ク 授産事業に係る受注価格、販売価格は地域の同種の企業に比し適正なものとなっているか。

ケ 授産事業に係る収入・支出は、授産事業会計により適正に処理されているか。

コ 授産収入の算出、必要経費の算出は適正に行われているか。

サ 工賃の支払いは適正に行われているか。

シ 他の施設等の行う作業会計等との負担が適正に行われているか。

健全な施設環境が確保され、施設職員が社会福祉事業

第2 社会福祉

3. 自立、自活等への支援援助

社施設運営
の適正実施
の確立

1. 施設の運
営管理体制
の確立

に關する熱意及び能力を有しており、適切な基本方針のもとに施設運営が行われているか。

- (1) 入所定員及び居室の定員を遵守しているか。
- (2) 必要な諸規程は、整備されているか。
管理規程、経理規程等必要な規程が整備され、当該規程が適切に運用されているか。
- (3) 施設運営に必要な帳簿は整備されているか。
- (4) 直接処遇職員等は、配置基準に基づき必要な職員が確保されているか。
ア 通所事業等を実施する施設にあつては、指導員等の加配が行われているか。
イ 各種加算に見合う職員が配置されているか。
ウ 職員研修は具体的に計画が立てられるなど、積極的かつ計画的に実施されているか。
エ 労務管理等施設の運営管理は適正に行われているか。
また、労働基準法関係の諸届出は適正になされているか。
- (5) 施設の職員は、専ら当該施設の職務に従事しているか。
施設長に適任者が配置されているか。
- (6) 施設長の資格要件は満たされているか。
ア 施設長は専任者が確保されているか。
施設長がやむなく他の役職を兼務している場合は、施設の運営管理に支障が生じないような体制がとられているか。
イ 施設長は専任者が確保されているか。
施設長がやむなく他の役職を兼務している場合は、施設の運営管理に支障が生じないような体制がとられているか。
- (7) 育児休業、産休等代替職員は確保されているか。
施設設備は、適正に整備されているか。
- (8) また、建物、設備の維持管理は適切に行われているか。
運営費は適正に運用され、弾力運用も適正に行われているか。
- (9) 施設の運営が適正に行われた上で、運営費の弾力運用が行われているか。

2. 必要な職
員の確保と
職員処遇の
充実

(1) 適切な給
与水準の確
保

- (1) 運用収入の本部会計への繰入額は妥当であるか。また、その積算根拠は明確にされているか。
ウ 繰越金は、優先的に各種引当金に充てられているか。
エ 繰越金及び引当金は、安全確実な方法で管理運用されているか。
また、取り崩し等に当つて、諸規定に基づき必要な手続きは適正に行われているか。
- (10) 高額繰越金等を有している場合、入所者処遇等に必要なら改善を要するところはないか。
高額繰越金等を有している場合及び当期繰越金等が運営費の収入決算額の5%以上の施設について、設備、職員処遇、入所者処遇に改善を要するところはないか。
- (11) 施設設備を地域に開放し、地域との連携が深められているか。
- (12) その他の施設運営に関する事項
ア 施設運営に関する自主的内部点検が行われているか。
また、施設運営の改善に、職員の創意工夫が反映されているか。
イ 市町村、保健所、医療機関、社会福祉協議会等との連携は、適切に行われているか。
ウ 介護機器・省力化機器の設備導入等の創意工夫が行われているか。
エ 感染症等の予防対策は、適切に行われているか。
優秀な人材を安定的に確保するため、資質向上のための研修の充実や福利厚生等の充実等、職員処遇が充実されるよう努めているか。
- (1) 給与水準は、施設所在地の地方公共団体等の給与水準を勘案する等妥当なものとなっているか。
- (2) 施設長等施設の幹部職員の給与が、当該施設の給与水準に比較して極めて高額となっていないか。
- (3) 給与規程に初任給格付基準表、前歴換算表、標準職務

<p>(4) 職員研修等資質向上対策の推進</p>	<p>(3) 業務体制の確立と業務省力化の推進</p>	<p>(2) 労働時間の短縮等労働条件の改善</p>
<p>ア 研修が職員に対して計画的に行われているか。 また、参加者の偏りがいないか。 イ 職種別の外部研修等への参加が行われているか。 ウ 介護福祉士等の資格取得への配慮がなされているか。</p>	<p>ア 職員の所掌業務が明確にされ、それが有機的に機能しているか。 イ 専門職員、非常勤職員等各種の職員の組み合わせによるなど効率的な業務体制を確立するよう努めているか。 ウ 業務省力化機器の導入、業務の外部委託の推進等による業務の省力化の努力がなされているか。</p>	<p>表が整備され、給与格付、昇格、昇給、各種諸手当等は適正に支給されているか。 また、非常勤職員等に対する雇用契約、賃金の支払い等が適正に行われているか。 (1) 労働時間の短縮等労働条件の改善に努めているか。 ア 労働基準法等関係法規は、遵守されているか。 イ 週四十時間の労働時間が守られているか。 ウ 年次有給休暇等の取扱いは、適切に行われているか。 エ 産休、育児休業等の取扱いは、適切に行われているか。 (2) 夜勤、宿日直関係 ア 夜勤、宿日直等の取扱いは、適切に行われているか。 イ 寮母等の夜間勤務を行う者について、長時間勤務の解消について努力がなされているか。 また、設備、備品等夜勤等を行う者への福利厚生は、十分な配慮がなされているか。 (3) 職員への健康管理は、適正に実施されているか。 また、寮母等夜間勤務を行う職員の健康診断は、六カ月ごとに一回行われているか。 業務体制の確立と業務省力化の推進のための努力がなされているか。</p>

<p>3. 防災対策の充実強化</p>	<p>(6) 職員の確保及び定着化</p>	<p>(5) 福利厚生等の土気高揚策の充実</p>
<p>ア 消防法令に基づくスプリンクラー、屋内消火栓、非常通報装置、防災カーテン、寝具等の設備が整備され、また、これらの設備について専門業者により定期的に点検が行われているか。 イ 非常時の際の連絡・避難体制及び地域の協力体制は確保されているか。 ウ 非常食等の予測される物資の把握及び平常時からの相互支援関係にある施設、近隣施設等の協力体制について検討されているか。 エ 消火訓練及び避難訓練は、消防機関に消防計画を届出の上、それぞれの施設ごとに定められた回数以上適切に実施され、そのうち一回は夜間訓練又は夜間を想定した訓練が実施されているか。</p>	<p>ア 職員の計画的な採用に努めているか。 また、養成施設に対する働きかけは積極的に行われているか。 イ 雇用条件の明示等職員採用の適正化に努めているか。 ウ 労働条件の改善等に配慮し、定着促進及び離職防止に努めているか。 エ 福祉人材センター等が行う事業について、その活用を努めているか。 防災対策について、その充実強化に努めているか。 ア 消防法令に基づくスプリンクラー、屋内消火栓、非常通報装置、防災カーテン、寝具等の設備が整備され、また、これらの設備について専門業者により定期的に点検が行われているか。</p>	<p>エ 研修内容が、職員会議等において、他の職員へ周知紹介されているか。また、研修記録が整理されているか。 福利厚生等の充実を努めているか。 ア 職員に対するレクリエーション等土気高揚策について配慮がなされているか。 イ 職員の健康管理の増進等に努めているか。 職員の確保及び定着化について積極的に取り組んでいるか。</p>

ゴールドフィンガー

腕に覚えのある人のことであろうか？ それとも技術が長けている人のことであろうか？ この言葉を聞く度に、自分に何も技が無いことを思い知らされる。

従って、この瞬間に職を失えば、自分の履歴書特技欄に何と書けば良いのか？ 特技は何か？ 何もないことに愕然とする有様である。実は一つあるけれど人には言えないのでここには書かない。

今の職についてからの人生活動範囲が意外と狭かったのかも知れない。新しい世界に飛び込む勇気が無かった、面倒だったのかも知れない。

ある時ふと考えた。水泳をやろうか。この年で始めるのはきつかったけれど、自分の技だけでなく、人生の広がりや深まりもあるであろうと思った。でも、水泳で採用する企業なんてないだろうに。

始めてみるよこれが思いの外、快適であった。水面を切って進む快感、水中を潜る心地よい圧迫感、皮膚を撫でる水の感触、綺麗なフォームで水面を滑る躍動感、いずれもゲーである。毎日でも泳がないと頭上の皿が干上がってしまう

水脈

ようになった。水泳恐るべし。人間の体の中にある三億六千万年前に魚類であった時のDNAがよみがえって、魚時代の夢を喚かせているのであろう。

世の中には恐竜時代のDNAをよみがえらせている人もいるのに比べれば罪は軽い。

当初は身に何かつけようという不純な動機で始めた水泳も、今では純粹に泳ぐことを楽しむようになった。泳道も高校の教科書の模範写真よりも美しい、しぶきをあげない効率的な姿だそうである（自撃者談）。

健康のためとか、スタイルを良くするためとか、水着のお姉ちゃんを見るためとかいっけいのは邪道である。私と一緒に泳がないでほしい。

出張先でも市民プールとかホテルのプールを見れば、直ちに飛び込む。ホテルはプール付きなんて金をかかるとして、純粹に泳ぐことを喜びたいなら、腕に技をつけるという当初の目的はどうでも良くなってしまった。また新しい技を探さなくてはならない。道は果てしなく続く。

(五)

シンボルマークと大会歌

今年十月に宮城県で行われる全国障害者スポーツ大会は、今まで実施されていた「全国身体障害者スポーツ大会」と知的障害者の全国大会として行われていた「ゆうあいピック」を統合して実施されることになった。

この発端となったのは、長野パラリンピックの終了直後に厚生省（当時）に設置された「障害者スポーツに関する懇談会報告」であった。この報告書のなかで、具体的課題の一つとして、知的障害者のスポーツの振興が取り上げられ、二十一世紀の当初を目前に、競技性を加味しつつ両大会の統合実施を行うべきである、との提言がなされた。

日本障害者スポーツ協会では、新しい大会にふさわしいシンボルマークと大会歌詞を全国から公募

し、選考委員会を設け、厳正な審査を行った。その結果、シンボルマークは宮城県の山田直人氏の作品で、二十一世紀の「21」をモチーフに、障害者の「走る」「飛ぶ」「泳ぐ」をデザインしたものが選ばれた。

一方、大会歌は、静岡県の長澤美代子氏と高畑葉都子氏の合作による「空よ、大地よ」に決定した。歌詞の選定は選考委員会でも最後の三点にしぼられ、意見が分かれたが、最終的には喜多條忠委員（神田川の作詞家）の「この歌詞には、自分たちにはない素晴らしい感性がある。これに若干のさびをつける」との一言であった。その場で補作を喜多條氏にお願いし、歌は「神田川」のコンビである南こうせつ氏、両氏ともレコーディングの費用を除いては、補作、作曲等全くのボランティアとして参画してもらい、素晴らしい大会歌ができた。あとでわかったことであるが、長澤・高畑両氏とも目が不自由で共同生活をしているとのことであった。

宮城県下では、いたるところでこの曲が流されているが、評判は上々とのことである。

(六)

苦情は宝物？

公務員にとつて、四月は人事異動の季節である。慣れ親しんだ職場を去り、新たな部課へ変わる。人心ともに一新する時だ。

今年、札幌市では助役と教育長を民間から登用した。政令指定都市になって初めてのことである。これは、昨年度長級の不祥事が立て続けに二件も発生したことへの市長の強い反省の現れである。市役所しか知らない職員では気づかない、市民の目線からの指摘をぜひお願いしたいと思う。

さて、辞令式の日には多くの者が挨拶に来る。特に、今年には課長職以上で四百人、係長職で八百人を超える大規模なものであった。一応に保護の職場を去る者は晴れやかな顔をし、転入する人の顔は暗い。苦情などのトラブルが多く、たまには怒声も響くという他の職場には見られない光景があるからだろうか。確かに、生活保護の苦情は多い。常に市に寄せられたも

の上位を占めており、三月に発足したオンブズマンへの苦情の第一号は生活保護関係であった。

苦情はちよつとした行き違いから発生する。説明が不十分であったり、聞き手が理解しない場合などが絡みあう。しかし、問題は小さな苦情がいつの間にか大きなものとなってしまふことだ。処理を放置したり、十分な説明をしなかつたりさまざまな場合がある。なかには市役所の処理スピードが受け入れられないこともある。市民から苦情を受けた時は、よく言い分を聞き、的確に説明することはもちろんだが、市民の視点を忘れてはならないということだろう。

現在、本市では全庁挙げてISS O14001の取得に取り組んでいる。意識改革を図り、「苦情は宝物」といえる日を迎えたいものである。

(浜)

厳しい障害者就労の場の確保

わが国の経済状況は、一向に改善されないままに時間が経過していく。先般、民間の総合研究所や金融機関から二〇〇一年度の経済見通しが発表された。

ITを中心とした情報関連産業に牽引されてきた設備投資も、ここに来て伸び悩み傾向にあることが指摘され、経済の動向に大きな影響を与える個人消費の回復も、期待できない予測が示された。

政府は三月二日にわが国の経済がデフレ状況に入ったことを認める発表をした。

さらに、完全失業率も5%に迫る勢いである。

わが国における障害者雇用は労働施策の推進もあり、遅々としてではあるが、改善されてきており、知的障害者も法定雇用率の対象になった。しかし、障害者の雇用状況は一向

に上向きにならないどころか、リストラの犠牲になっているとの情報が多く耳に入る。この傾向は今後ますます加速化されていく危険性すら感じる。

その要因は、わが国の雇用形態が大きく変化していることである。今までのわが国における雇用形態は、まさに「終身雇用」がベースとなっていたが、近年この形が崩れてきている。昨年の労働統計では、雇用者のうち「非常用雇用者」に変えた企業が二七%、近々切り替えを計画している企業が五四%と、実に過半数の企業が社員をパートや派遣にシフト替える意向を示しているのである。

このような厳しい状況下では、重度、重複障害者の雇用が今後どのように展開されていくのか心配である。現在、わが国の福祉施設のなかに「授産施設」が存在している。本来授産施設の目的は、社会的ハンディキャップを背負っている人たちの就労の場である。しかし現実には十分に目的を果たせず、課題も多い。

厚生省と労働省が統合した今だからこそ擬入れをして、一般就労に結びつかない人々の福祉的支援のもとでの、第二の就労の場として活用することを望むものである。(公)

水脈執筆者 (順不同)

厚生労働省社会・援護局
総務課長
もりやま みきお
森山 幹夫

財団法人日本障害者スポーツ協会
常務理事
なかじま たけのり
中島 武範

札幌市保健福祉局総務部
保護指導課長
はまざき きみあき
濱崎 雅明

社会福祉法人東京リハビリ協会
理事長
さいとう こうせい
齋藤 公生

●詰碁●

黒番 白を無条件でとることができます。(5分で初段)
(出題・日本棋院)

●詰将棋●

▲先手 持駒 金銀銀
▲先手 持駒 金銀銀

(ヒント) 初手の打開策が肝心。7手詰め。5分で2級。
(出題・武市三郎六段)

詰碁解題

詰碁解題

▲先手 持駒 金銀銀

(ヒント) 初手の打開策が肝心。7手詰め。5分で2級。
(出題・武市三郎六段)

詰碁解題

▲先手 持駒 金銀銀

(ヒント) 初手の打開策が肝心。7手詰め。5分で2級。
(出題・武市三郎六段)

本誌編集に関するご意見・ご感想をお寄せください(FAX番号 03-3581-9513 または、下記E-mailアドレスまで)。

生活と福祉 (5月号) 第542号
定価 405円 **本体386円**
平成13年5月1日発行
編集人 川越久司
発行人 松尾武昌
発行所 社会福祉法人 全国社会福祉協議会
〒100-8980 東京都千代田区霞が関
3丁目3番2号 新霞が関ビル
電話 03 (3581) 9511
FAX 03 (3581) 4666
E-mail : seikatutofukushi@muc.biglobe.ne.jp
印刷所 共同印刷株式会社

◆編集後記◆

▼本号は、恒例の「平成13年度の生活保護」と「平成13年度における生活保護指導監査方針」の二大特集である。すでに各関係者の間では、関連会議・資料等を通じて確認済みの向きもあるが、年間の業務の基本となる事柄ゆえ、ハンディな本誌を常に手元に置いて、日常的に理解・周知を深めていただければ幸いである。

▼ところで、本誌編集にあたっては、厚生労働省関係者のご出席による編集会議を2か月に1回の頻度で開催し、誌面の企画・検討を行っている。4月下旬には、新体制で本年度第1回の同会議を行い、向こう数号の本誌編集について協議・決定したところである。

▼同会議では、「全国的に新任現業員の比率が高く、現業経験のない査察指導員が多いなか、ケースワーク機能の低下が心配。その強化をどう図っていくか。」「今日では福祉サービスや他法他施策の充実が進んでいるが、保護の対象者となると福祉事務所のみが全てを預かる形になりがち。ますます、幅広い関係機関・団体等との連携が重要。」「そのためには、先駆的取り組みの紹介や、スーパービジョンの技術を高める連載等が大切」など、熱い意見が出された。

▼そして、何より「読者の声を積極的にうかがおう」とも。そこで、ぜひ本誌へのご意見・ご感想をお寄せください。(平島)

新刊

社会福祉法成立からの動きを集大成

『月刊福祉』増刊号

新・福祉システムPART5

福祉サービスの質を高める

平成12年度社会福祉トップセミナー報告

平成12年10月に行われた「社会福祉トップセミナー」の講演、シンポジウムの内容に加えて、最新情報にアップデートした関係資料を収録。「障害児・者施設のサービス共通評価基準」は、整理表や記入例も収録し、手にとってすぐ使える内容となっている。

●B5判／204頁 ●定価 本体1,900円(税別)

★主な内容★

社会福祉基礎構造改革とサービスの質の向上、
苦情解決による顧客満足の達成、
福祉サービスにおける第三者評価、
顧客満足の実際、
関係資料

『福祉の本 出版目録』
ホームページアドレス

<http://www.fukushinohon.gr.jp>

●お申し込みは、書店、都道府県社会福祉協議会、または下記へ●

社会福祉法人
全国社会福祉協議会
出版部

〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル
注文用 FAX.03(3581)4666 TEL.03(3581)9511
注文用 E-mail:zenshakyo-s@msc.biglobe.ne.jp

